令和6年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程(第2号)

令和6年3月13日(水曜日) 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 2号 令和5年度定期監査報告(第3次)について
- 第 5 議案第 3号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 4号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改 正する条例
- 第 7 議案第 5号 羽幌町監査委員条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 羽幌町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第14号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第15号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等 に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第16号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第17号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例
- 第15 議案第21号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管 理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第22号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算(第14号)
- 第17 議案第23号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第18 議案第24号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第25号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第20 議案第26号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

- 第21 議案第27号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第22 議案第28号 令和5年度羽幌町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第23 議案第 6号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例
- 第24 議案第 7号 羽幌町保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第 8号 羽幌町保育士等修学基金条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第12号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第13号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第18号 羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給条例の一部を改正する 条例
- 第29 議案第19号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第20号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第29号 令和6年度羽幌町一般会計予算
- 第32 議案第30号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第33 議案第31号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第34 議案第32号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第35 議案第33号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第36 議案第34号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第37 議案第35号 令和6年度羽幌町水道事業会計予算
- 第38 議案第36号 令和6年度羽幌町下水道事業会計予算
- 第39 発議第 1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員(10名)

	2番	金	木	直	文	君	3番	阳	部	和	也	君
	4番	逢	坂	照	雄	君	5番	村	上	雄	也	君
	6番	小	寺	光		君	7番	磯	野		直	君
	8番	舟	見	俊	明	君	9番	工	藤	正	幸	君
L	0番	平	山	美知子		君	11番	村	\blacksquare	定	人	君

○欠席議員(1名)

1番 佐藤 満君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

 町
 長
 森
 淳 君

 副
 町
 長
 三 浦 義 之 君

 監
 査 委 員
 態 木 良 美 君

農業委員会会長 入江雄 治 君 会計管理者 豊 島 明 彦 君 総務課長 敦 賀 哲 也 君 総務課主幹 木 村 謙 彦 君 総務課総務係長 逢 坂 信 吾 君 仁 総務課職員係長 宇 野 延 君 地域振興課長 清 水 聡 志 君 地域振興課 山 田 太 志 君 政策推進係長 財務課長 大 平 良 治 君 財務課主幹 熊 谷 裕 治 君 財務課税務係長 近 藤 優 樹 君 町民課長 崎 宮 寧 大 君 町 民 越谷 弘 和 君 総合受付係長 町 民 更 科 信 輔 君 住 宅 係 長 町 民 課 原 田 育 世 君 町民生活係長 民 課 野 正晃君 高 環境衛生係長 福祉課長 高 橋 伸 君 福 祉 藤 井 延佳 君 社会福祉係長 福祉課子ども係長 村 上 達君 福 祉 課 木 村 康 治 君 国保医療年金係長 健康支援課長 鈴木 繁 君 健康支援課 地域包括支援 奥山 洋 美 君 センター室長 健康支援課 山川恵 生 君 介護保険係長 健康支援課 土清水 彬 君 保健係長 健康支援課 清 水 雅 代 君 保健係保健師長

健康支援課 地域包括支援 センター室 脇 坂 千 恵 君 地域包括支援 センター係長 建設課長 酒 井 峰 高 君 建設課管理係長 高 本 勇 君 上下水道課長 棟 方 輝 君 富 上下水道課主幹 竹 内 雅 彦 君 上下水道課 小笠原 聡 君 業務係長 農林水産課長 伊 藤 雅 紀 君 野 浩 農林水産課主幹 杉 君 農林水産課 富 樫 潤 君 農政係長 三 商工観光課長 上 敏 文 君 商工観光課 廣 谷 将 大 君 商工労働係長 天壳支所長 門間 憲 君 焼尻支所長 佐々木 慎 君 也 学校管理課長 兼学校給食 葛 西 健 二 君 センター所長 学校管理課 宮 嶋 真奈美 君 学校教育係長 社会教育課長 飯 作 昌巳 君 兼公民館長 農業委員会 伊 藤 雅 紀 君 事 務 局 長 選挙管理委員会 敦 賀 哲 也 君 事 務 局 長

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 渡 辺 博 樹君 総務係長 嶋 元 貴 史 君 書 坂 記 逢 信 吾 君 書 記 佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長(村田定人君) これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(村田定人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 村 上 雄 也 君 6番 小 寺 光 一 君 を指名します。

◎諸般の報告

○議長(村田定人君) 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は1番、佐藤満君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長(村田定人君) 日程第3、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。10番、平山美知子君、9番、工藤正幸君でありま す。以上2名であります。

最初に、10番、平山美知子君。

 \bigcirc 1 0 番(平山美知子君) それでは、私から町内のハイヤー事業について質問いたします。

運転手不足により町内のハイヤー会社 2 社が従来午前 7 時から午前 2 時までだった営業時間を短縮し、1 社は午後 1 0 時まで、もう一社は午前零時前後までの時短営業を余儀なくされています。この背景にあるのは、運転手を募集しても応募がなく、深夜までの営業ができないという状況であります。また、時短営業による影響は飲食業にも波及しており、1 月には町と議会宛てに飲食店主一同からハイヤー業界への支援を求める嘆願書が提出されております。さらに、現在の営業時間につきましては、飲食業のみならず町民からも困っている、不便だという声が多く上がっており、一刻も早い運転手不足の解消が望まれることから、以下について質問いたします。

1点目、羽幌町としてこの状況をどのように捉えているのか。

2点目、これまでに何か対策を講じてきたのか。また、今後に向けて何か考えはあるの

でしょうか。

- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 平山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の営業時間の短縮等に対する町としての捉え方についてでありますが、ハイヤーの営業時間につきましては現在町内の事業者2社のうち1社が午後10時までとなっておりますが、いわゆる働き方改革の一環として本年4月より乗務員の労働時間が規制されることに伴い、現状の体制における対応が困難となることを理由に営業時間を1時間短縮し、午後9時までとすることについて先般事業者から説明を受けたところであります。現在も事業者において乗務員を募集しており、今後乗務員が新たに採用され、十分な体制が整った際には営業時間を延長する考えであることを確認しておりますが、夜間における移動手段がこれまで以上に制約されるほか、地域住民の社交や娯楽の場としても重要な役割を果たしている飲食店をはじめ、地域経済への影響は大きく、強い危機感を抱いているところであります。

2点目のこれまでに講じてきた対策についてでありますが、ハイヤー事業者に対しましては雇用促進助成条例に基づく支援や、新型コロナウイルス感染症拡大時において国の臨時交付金を活用し、事業継続や運行に対する支援を行ってきたところであります。また、今年度におきましては事業者に対しまして営業時間の延長について要請を行うとともに、支援に関する可能性を探るため、意向について確認したところであります。今後におきましても既存事業者の経営維持を前提として、事態の改善に向け現状把握のほか、国の動向や他の事例等を共有し、様々な観点から最善策を探ってまいります。

以上、平山議員の答弁とさせていただきます。

- ○議長(村田定人君) これより質問、答弁の時間は45分以内となります。 10番、平山美知子君。
- ○10番(平山美知子君) 今回質問しましたハイヤー事業については、行政としてどこまで介入できるか、またはできないのか、なかなか難しい問題と捉えておりますが、嘆願書が提出されておりますので、町民の思い、声を行政に届けて、そして行政の考えをお聞きしたいと思いましたので、質問いたしました。よろしくお願いいたします。

まず、この4月から働き方改革の一環として事業者2社のうち1社が午後9時までの営業となることを事業者から説明を受けたとありました。私も今回のこの一般質問の通告書を提出しました後にこのような情報をお聞きしまして、とても頭の痛い思いをしているところでございます。

それでは、再質問、1点目のこの状況をどのように捉えているか。地域経済への影響は大きく、強い危機感を抱いていると答弁がありました。本当に私もそのように受け止めております。新型コロナウイルスの取扱いが昨年5類に移行されて、最近は人々の外出機会も増えてきていると感じておりますが、そんな中町内のハイヤー事業者では時短営業を余儀なくされている現状で、ある1社は運転手が1人で毎日午前零時前後まで営業されてい

る現状です。こういうことはあまり考えたくはないのですが、万が一今後もこのような状況が続くと考えましたとき、もし1人で営業されている事業者については体調面、健康を害される、そのような危険性が考えられます。そして、また営業ができなくなるのではないかと危惧するところであります。

大変深刻な問題と捉えておりますが、万が一本当にこのような事態に陥ったら午後10時、あるいは9時以降の町民の移動手段がなくなることになりますが、このことについて町として現状の事業者の体制では仕方がない、あるいは解決できないと思っているのか、その辺のところどうでしょうか。

○議長(村田定人君) 町長、森淳君。

○町長(森 淳君) いきなり最終的なところまでの話になっているような気がいたします。若干これまでの経緯、書き切れなかった部分を説明して、その後にまた私のほうからお話ししたいと思います。

実は、1月に飲食店の方々から受けた後に沿岸バスとは、これ2社しかいないですし、固定の名前言っても問題ないと思いますので、あえて使わせていただきますけれども、出口社長と電話のやり取り等をして、今後対策をお願いした経緯があります。その後、前提としての連絡は何もなく、アポだけ取ってすぐ、先ほど言った4月1日から9時で営業停止したいということで文書を書いていまして、そこの中ではやはり今4人しかいないと。その中では、2名は70歳超えであるということと、それ以下の方にも健康的な問題もまるっきりないわけではないというような現状の説明の中でこれからも、その後も実際には従業員募集のチラシ入れましたけれども、一生懸命頑張ってやりたいと。ただ、それがかなわない場合には、沿岸バスの主張では厚生労働大臣訓示、働き方改革で具体的に規制される自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、こういうのがありまして、それを現実にクリアできないということで、気持ちはあるのだけれども、現状と比べると法的な規制もあり難しいということで9時になるということでありました。その後、私ちょっと四、五日出張が次の日からありましたので、改めて早い形の中で両者の意向を確認したほうがいいという判断しまして、その間町民課長のほうから2社にこちらの要望と状況を確認するということを行いました。

それについて町民課長のほうから直接話したほうがいいと思いますので、その状況をまず話させていただきます。その後私のほうから今後について今考えている部分、それから 具体的な話については副町長が一部調べている部分がありますので、そんな流れでこれから話したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(村田定人君) 町民課長、宮崎寧大君。
- ○町民課長(宮崎寧大君) お答えいたします。

ただいま町長のほうからこれまでの経緯の部分で、町内の事業者2社に対しまして私の ほうで直接出向きまして状況確認しております。町長のほうから申し上げた部分も重複し ておりますけれども、職員数ですとかの部分は4名ということで先ほど申し上げたとおり でして、年齢の構成、これにつきましても70歳以上の方がそのうち2名いらっしゃるというような状況でした。それで、会社のほうもまずは人の確保を最優先にしまして、これまで今年に入ってから2回ほど全戸配布ではなくて、新聞の折り込みチラシという形ですけれども、乗務員の募集をしているというところです。

会社のほうとしましては、まず今の体制を維持していく中では、先ほども触れておりましたけれども、4月1日以降の規制がかかることが一つありまして、これまでの体制の中ではなかなかちょっとクリアすることが難しい。そこは守るという部分では致し方ないのかなということでありますけれども、今後も継続して募集をしていくというような話でした。その後に先ほど申し上げました新聞のチラシを折り込んでいるところです。今日現在確認したところでも、今のところは応募がないというところでした。そこは引き続き行っていきたいということで確認をしています。

それで、事業者のほうとしても限られた体制の中でありますけれども、まずは日中の通院ですとか、買物等の利用者というところをまず重点に置きたいということを言われていましたし、そのような中で本当に夜の部分につきましては、なるべく意に沿うように、少しでも長く営業はしたいのだけれども、どうしても人手の関係から難しい状況になるということで聞いています。

もう一社のほうにつきましては、先ほどもちょっと触れていたと思うのですけれども、 乗務員の1名、社長自ら1名ということで今営業を行っていると。昨年の途中から1名が 退職した後は1人で行っているということで、現状1人ということですから、なかなか休 みといいますか、そういうところもないということでございます。ただ、夜間の運行につ きましては、長年この町で営業してきたという思いもありまして、なるべく運行したいと いう意味で夜の部分も営業しているということを確認をしております。

ただ、こちらのほうも人は探している状況なのですが、結果としてなかなか見つからないのですというところがございまして、これも今後引き続き行っていくということで聞いております。

以上でございます。

○議長(村田定人君) 町長、森淳君。

○町長(森 淳君) 先月一般質問の締切りの前に来て事情を聞いた後に、先月の多分 28、29あたりに確認していたところです。もう一回粘って何とかということでお願い したところ、やっぱり状況が変わらない限り難しいということでありました。

今もう一社のほうの話を聞いて非常に私としても頭の下がる思いでありましたし、心情的なことを言えば非常に大変なのだけれども、羽幌町にずっとお世話になっていることもあり、自分のできる範囲の中では頑張ってやりたいということと私は理解いたしましたので、まず第一としてはやはり今やっていただいているところに対して、これからもできるだけ長くやっていただきたいということで、今後もまた話合いなり、いろんな要望があればそれに対して応えていくことをまず第一にしたいと現時点では考えております。

どういう影響があるかという部分では、私も議員と同じ思いを共有していると思うのですが、現実にこれ9時までに全てなくなるということになれば、例えばいろんな会合なり、宴会が6時から始まって8時、8時半に終わった段階で、普通流れとしては2次会等で利用するわけですけれども、それがやっぱりちょっと歩いて通うのが大変な人たちにとっては事実上できないということになりますので、スナックをはじめとした飲食店に対しても維持していけないという状況になるのでないかというところまで、恐らく同じ思いでいるのではないかなと思っております。

いずれにしても、まずは今の1社がまだ頑張ってやっていただけていますし、そこの営業妨害的になるようなことはやっぱりできるだけ、我々としては関われないという部分ですので、まず応援するということであります。

ここで一旦やめて、ずっとこちらのほうで一方的にお話をさせていただいていますので、 平山議員まだ新たに聞きたいこともあると思いますので、それに沿って次の段階のことも 話しできればなと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(村田定人君) 10番、平山美知子君。
- ○10番(平山美知子君) 今担当課長、町長からいろいろ説明受けましたが、この後私 再質問の中で聞こうとしたことが今ほぼというか、説明受けました。行政としても2社に 対していろいろ直接出向いて、いろんな事情とか、そういうものを聞いて対処してくれて いるということで、私はすごくありがたく思っております。
- 1つ、なぜこの運転手が不足しているのか、応募しても来ないのかということに、現状に対して町側として何が原因なのかって考えたことありますでしょうか。
- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 私どもが言える範囲ということで一般的な話になってしまうのですけれども、基本的には羽幌町全体の各業種において人手不足の現状にあります。かつタクシードライバーというのは時間が非常に不規則でありまして、昨年実は7月か8月ぐらいですけれども、就任してそう時間たたないときに私と宮崎課長のほうで沿岸バスのほうに行って、実はお願いをしてきています。その際に例えば運転手さんが雇えるように、集まりやすいように2種免許に対する、その取得に対する補助だとか、我々が考える範囲ではそういうことを言って、さらにいろんな、もしそちらのほうで何かいろいろアイデアがあれば、言っていただければ検討しますというやり取りがありました。

その際に言われたことは、やっぱり先ほど年齢のことも言いましたけれども、2時までやっていると、結局車洗ったりして家に帰って寝るとなると朝方になると。また、変則勤務ですから、あるときには朝の7時でしたっけ、8時でしたっけ、からスタートすると。若いときだと多少朝遅くまで行った時間帯があったり、何日か、1日休んで次の日は朝早くというようなことがあるのですけれども、やっぱりある程度年齢がたってくると、そういう不規則な働き方は非常に健康に対して負担が大きいというようなことを去年のたしか7月、8月でしたっけ、9月でしたっけ、9月のときに言われました。そういう、だから、

まず原則としての人手不足と、もう一点はやっぱり仕事固有にある非常に体に負担がかかるということも原因かなと思っております。それ以外にもあるかもしれませんけれども、個人の会社の内容について私どもが触れるようなことではありませんので、私が感じているというか、羽幌町としてというより私が感じている部分では、まずその2点を挙げさせていただきたいと思います。

- ○議長(村田定人君) 10番、平山美知子君。
- ○10番(平山美知子君) なぜこれを聞いたかというと、何でも何か問題があったときにやっぱり原因が分からないと解決できないことがあると思うので、ちょっとお聞きしました。本当にこの問題、人手不足に関してはハイヤー事業者ばかりではなくて町内全体、ほかの企業とかにも生じていることと認識しております。本当に難しい問題だなと思います。

あと、先ほどいろいろ説明されましたら、何か私のほうが再質問しづらくなったのですが、ありがたいのですが、乗務員の人数、採用があって体制が整ったら営業時間を元に戻すというか、できるというようなことを確認されております。これもなのですが、やはりこういう状況が続くと、先ほども答弁ありましたが、要するに地域経済の影響すごく大きい、本当に大変なことだなと私自身も思っております。飲食店主から1月に町と議会宛てに嘆願書が提出されていますが、先ほども町行政としてはいろいろ事業者とかに出向いてそれなりの対応はされているようですが、この嘆願書を受けてそのほかに考えられることというか、何か思うことあったでしょうか。

- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 先ほども言いましたけれども、まず既存事業者、沿岸バスさんについては今募集をかけて、ある程度採用になればまた戻したいという気持ちもあるということは再三伺っておりますし、もう一社については現実に今遅い時間までやっていただいているというところがありますので、そこに対しての、これからまた新たな支援策も含めて考えなければいけないことがあるかなというふうに現時点では思っています。ただ、新年度に向けてということで考えています。ただ、それ以降いろんな状況が想定されますので、ここでいろんな発言をすることで僕が一番恐れるのは、そういうことによって、では今の既存の事業者に対して現時点で影響が出るようなことだけは絶対避けたいわけです。だから、非常に言いづらい部分があるのですけれども、ただある日突然ということも実際には考えられるわけでありまして、それに向けて、急になったときにそれから考えるということは遅いということで、今いろんな形の国の施策等もタクシードライバーの不足に対して動きがありますので、そういうことに対しての調査はもう既に、先ほどちょっとだけ触れましたけれども、副町長と担当課長のほうを中心に調査を始めているということであります。
- ○議長(村田定人君) 10番、平山美知子君。
- ○10番(平山美知子君) 本当にやっぱり危機感を持っているのかなと町長の今の答弁

を受けて感じました。やっぱり町民が必要としている問題でもありますので、本当にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、これも言うことではないのかもしれないけれども、まずこの現状、時短営業、今乗務員募集しているとはいえども今の時点では応募がないということで、まだまだこの状況が続く可能性もありますよね。そういったときに、嘆願書が提出されています飲食店主のことなのですが、やはり収入というか、そういうものがかなり大幅に減少しているということで、このことは飲食店の生活にも本当に関わってきますし、または最悪営業を続けていけないとか、廃業にということまでは考えたくないですけれども、陥る危機感もなくはないと思うのです。こういうことになると、地域経済の影響が本当に大変なことになります。こういうことになりますと、やっぱり町のにぎわい、夜のことばかりでにぎわいがあるとか、ないとかということは言いたくありませんが、一つとして町民の社交の場、出会いの場でもあると思うのです。その夜の飲食店というのは。だから、そういう機会が少なくなるということは、やはり町の活性化がなくなったりとか、先ほどから何回も言っています地域経済にかなりの影響があるという危機感を思います。本当にこのままでは町が疲弊していく、続いていく、そういう思いがします。

でも、先ほどから町長の説明ありましたように、やはり危機感を持って取り組んでいただいているなという思いが私としましては伝わりましたので、これ以上あまり言うことはないですが、2点目の今後に向けての対策なのですが、この問題は4月以降の運行時間の変更、事業者から受けたその変更についてかなり心配されています飲食業界、あるいは地域住民に対して情報を提供したり、または今後に向けての行政としての考え方、取組についてやはり説明することも必要なのかなと私は思うのです。その辺どうでしょうか。

○議長(村田定人君) 町長、森淳君。

○町長(森 淳君) 4月1日のその営業時間の変更については、当該会社のほうからもう既に入ったかどうか、ちょっと私今日確認してきませんでしたけれども、今入っていなければこれからチラシ等で知らせるということは聞いています。もちろん必要に応じて、これ民間企業のことなので、広報とか、その辺に載せていいのかということは若干危惧するところもあるのです。私としては、これハイヤーの場合必ず、公共交通機関、いわゆるバスとはちょっと違う扱いに法的にもなるのではないかというか、そういうこともありますので、その辺を精査しながらやっていきますし、狭い町ですので、チラシ入れると口コミ等の中でもその事実は伝わっていくのではないかなと思っております。

そして、多分一番おっしゃりたいのは、飲食店の方々も含めて現実にこれだけの理由とは言いませんけれども、非常に厳しい経営環境にある方が多いという認識は私も持っております。その中で誤解を恐れず言うと、それぞれ第1次、第2次、第3次、いろんな産業の中で個々の会社、非常に経営的に厳しい会社とか、状況に応じながら、その社会的情勢の中で厳しい業態、それぞれみんな抱えている課題、現実はあると思います。そこだけを特別視して今現在新たなことを即何かやるということは考えておりません。まずは、やる

べきことは、やはり何とか2社のうち1社でも現状やっていきたいと。それが難しくなることがもし起きるのであれば、それはその時点で町が速やかにいろんな形の手を打っていくということを念頭に置きながら、それを優先にしたいということであります。

加えて、私の表現としてどうも歯に物が挟まったような言い方になっていて恐縮であり ますけれども、それはやっぱり民間企業が相手ということで限界あるということで理解し ていただきたいと思います。でも、私の思いということであると、これは発言は自由だと 思っておりますので、改めてもう一度申し上げたいと思っております。先ほど言われてい る経済的面、社交の面、そういうものもありますけれども、利用者の中でいわゆるそうい う夜の飲食店ということは、その中でそれぞれいろんな方がいらっしゃいますけれども、 そこの中によって生きる活力だとか、いろんなストレスの解消だとか、そういう部分でや っぱり大きな役割を今までも果たしてきたと思うのです。人口6、000人以上いる町で そういうところが、本当によそのまちでは、小さいまちはもうそういうところがほとんど 皆無というまちも増えてきていますけれども、私としてはまだそれぐらいいるところに対 してそういう業種がなくなっていくというのは、町民の側からしても、さっき言ったいろ んな町民にとっての精神的な潤いの場みたいなところも何とか維持していくというのは、 これは大事なことだと思っております。それと、行政として何ができるかというはざまの 中で一つ一つその具体的な政策は精査しながらやっていかなければならないと思っていま すけれども、思いとしては、私としては、言い方をどうしたらいいのかちょっと分かりま せん。絶対そういうふうにならないようにとは言えませんけれども、もう本当に最大限そ こについては行政側としては検討しますし、具体的な政策をやっぱり打つということは今 時点で念頭にあるということだけはご理解していただきたいなと思います。

- ○議長(村田定人君) 10番、平山美知子君。
- ○10番(平山美知子君) 今の町長の答弁すごく強い思いがあるのだなと受け止めました。

最後にですけれども、町政執行方針の中で町長、未来に希望の持てるまちづくりに向けて努力していくとありました。今の時点、この現状では本当に希望なんか持てるような町にはならないと思います。ですが、先ほど町長にいろんなことで答弁いただきましたが、本当に未来に希望の持てるまちづくりに向けて私は期待していますので、どうぞ、今後4月1日以降も状況に合わせてなのですけれども、よろしく、取組お願いしたいと思います。これで終わります。

- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) ありがとうございました。エールをいただいたと思いますので、 頑張ってこれからもいきますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(村田定人君) これで10番、平山美知子君の一般質問を終わります。 次に、9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) それでは、私から質問します。

空き家の現状把握と危険家屋への対応策について。町民課による空き家の実態調査では、令和5年10月末現在の空き家の件数は市街地区77件、原野地区17件、天売地区42件、焼尻地区57件であり、合計で193件あるとの調査結果を昨年11月14日の文教厚生常任委員会にて説明を受けたところであります。この空き家の中には、今後の利活用が見込める、あるいは一部の改修により利活用可能な空き家もある。一方で、建物が傾き外壁、屋根等の腐朽、破損が著しく、倒壊のおそれもあるもの、さらに倒壊した場合隣接建物に及ぶ危険性や前面道路の通行を妨げるような危険な空き家等も61件あるとの調査結果であった。

このような空き家の状況を考えると、羽幌は強風の日が多く、秋になると台風、冬になると暴風雪の日が続くなど、腐朽、破損が著しい空き家については外壁や屋根が強風により飛散するおそれや、建物が倒壊するおそれもある。隣接する建物や近隣の住民に危険が及ぶことのないように事前に建物の所有者、または管理者に状況を説明するとともに、適切な管理を呼びかけていくことが重要と考える。

空き家について所有者が転居して羽幌にいない場合や、所有者が逝去した場合、親族に 連絡して状況説明をし、適正管理を促すなどの対応を取られると思うが、今後の空き家対 策についてはどのように進めていくのか、以下のとおり質問いたします。

1つ目、空き家実態調査の中で所有者、または管理者へ建物の状況や適正管理を促す旨を通知しているとあるが、実際にどのように調査しているのか。

2つ目、老朽化が著しい空き家について。強風等による外壁や屋根等の飛散や倒壊のお それがある建物については、事前の対応として所有者に状況を説明し、解体も含めた対策 を呼びかけていくべきと思うが、どのように対応しているのか。また、隣接する建物や近 隣住民に危険が及ぶことを避けるための対策は今後何か考えているのか。

3つ目、外壁や屋根、窓等の腐朽、破損が進んだ建物については、現在町民課で実施している空き家対策事業の解体に対する補助金内容等を周知するなどして解体を呼びかけてはどうか。

4つ目、建物の所有者が逝去したことで相続人が相続放棄している等の空き家については、今後どのように対応をしていくのか。

5つ目、隣接する建物や近隣住民に危険が及ぶおそれがある空き家について、改善を要求しているにもかかわらず対応してくれない所有者には行政が強制的に敷地に立ち入り、必要な対策を取ることができる行政代執行を実施してはどうか。

以上です。

- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 工藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の空き家実態調査の方法についてでありますが、本町の空き家等対策計画に基づき職員が建物の老朽度等を目視により確認し、評価を行っているところであります。

2点目の隣接する建物や近隣住民へ危険が及ぶことの予防策についてでありますが、本

町の計画では基本的な方針として憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権に基づき空き家の管理は所有者が適正に管理することを原則としております。このことから、所有者等に対しましては、例年固定資産税の納付書を発送する際、空き家対策補助金や空き家バンクの内容を記載したチラシを同封の上送付し、制度の周知と活用を促しているところであります。また、住民等から空き家に関する情報を受理した際には、現況を確認の上、所有者等に対し解体等を促すべく通知文や現況写真を送付しており、今後も継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の腐朽、破損が進んだ建物への対応についてでありますが、先ほど2点目で申し上げましたとおり、これまでも機会を捉えまして所有者等に解体等の対応を促しているところであり、今後も継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の空き家の相続放棄への対応についてでありますが、相続人が全員相続放棄し、空き家の所有者が不存在となってしまった場合には、基本的に家庭裁判所に相続財産清算人の選任の申立てを行った上で清算人に修繕を行ってもらう、清算人に空き家を第三者に売却してもらう、また空き家を解体してもらう等の対応が考えられます。

5点目の行政代執行の実施についてでありますが、これまで議員ご指摘のような行政代執行に至ったケースはございませんが、代執行に至るまでの手続として、建築士を含む複数の職員により空き家等実態調査・外観調査票に基づく立入調査を行った上で庁内会議での結果を踏まえて特定空家の認定をし、空き家等が周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じるよう助言や指導を行い、さらに一定期間が経過しても状況が改善されない場合には勧告等を行う必要があり、長い時間を要するなどの問題があります。

加えて、代執行をした場合に発生する解体費などの費用は、所有者等が施行する場合と 比較して高額となる可能性もあり、それが強制的に所有者等の債務となります。このこと から、このような状況に至る前に解決するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、工藤議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(村田定人君) これより質問、答弁の時間は45分以内となります。 9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) それでは、再質問いたします。

まず、昨年11月14日に開催していただいた文教厚生常任委員会の中の資料について少し質問したいと思います。町内会等の空き家調査は、平成27年度となっておりました。これは町内会等ということを書いているということは、町内会の方の支援も得て作業を進めたのかと僕は思うのですけれども、そのときの調査の内容を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長(村田定人君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分 再開 午前10時46分

- ○議長(村田定人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 町民課長、宮崎寧大君。
- ○町民課長(宮崎寧大君) お答えいたします。

平成27年度当時に行った調査の詳細につきましては今持ち合わせておりませんので、 また必要に応じて別途お答えしたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いします。 〇議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。

○9番(工藤正幸君) それでは、ちょっと質問を変えます。

実は、私実際に町内の空き家の状況がどうなっているかというのがとっても気になったので、先日3日間かけて、それこそここにも書いてあるとおり見回りしてきた結果なのですが、市街地区だけで183件、私の判断で空き家とされるものがありました。ここの昨年の委員会での説明の表でいくと、市街地区は77件しかないという報告でした。もちろんそのほかに原野地区17件、天売地区42件、焼尻地区57件で先ほど言った193件なのですけれども、私が見て回った段階の数字とかなりの差があるので、これについては町側でもう一度調査する必要があると思うのですが、この辺はどう考えますか。

- ○議長(村田定人君) 町民課長、宮崎寧大君。
- ○町民課長(宮崎寧大君) お答えいたします。

ただいま議員さんのほうで実際に見ていただいて出た件数と、当課のほうで把握している件数との開きの部分あるということで伺いました。実際のところ、見た目は空き家でも物置として使っているだとか、そういうことも過去の例から聞いたことがありまして、ただ今後において調査の仕方というのを実際、例えば方面委員さんですとか、町内会の方々にも協力をいただいた中で何かこれまでと、ちょっと踏み込んだ調査の方法あるかもしれませんので、そういったところは今後の検討課題として捉えて、可能な範囲で対処をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 工藤議員のほうで大変な時間が恐らくかかったのではないかと思いますけれども、百八十数件あるのではないかということでありますので、今課長の言ったとおり仕事を進める上でもその資料自体も参考になるかもしれませんので、今日の部分ではこれ以上のことは多分担当課としては申し上げられないと思いますけれども、その資料なんかもできれば頂いて、すり合わせて、この機会ではないところでまたやるための参考資料にしたいと思いますので、工藤議員がよければそういう形で資料を提出していただければなと思いますけれども、これは質問の答えになっているかどうか分かりませんけれども、そんな考えを持ちましたので、発言させてもらいました。
- ○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) この調査、平成27年度にやったということなのですが、それから9年たっておりますので、再度調査して今の現状はどうなのかということは必要だと思

いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、この平成27年の調査以降は町民からの通報、あるいは町側の町の見回りで認知をしているのだという、そういう、委員会では説明でありました。ですから、この辺も何日かかけて町内をきちっと回ったようには僕は捉えられないこの文章の書き方なのですが、この辺も例えば1年に1回とは言いませんけれども、5年に1回とか、10年に1回とか、やっぱりやる必要があって、それでそのことによってこれは危険だというものの把握も新たにできるのではないかと思いますので、その辺も加えて調査に入ってもらいたいと思います。

- ○議長(村田定人君) 町民課長、宮崎寧大君。
- ○町民課長(宮崎寧大君) お答えいたします。

前段で私どもの説明にも誤解を与えるような部分があったのかなと思ったのですけれども、まず平成27年度に最初の調査を行って、そのときに、後ほどの答弁でも触れておりますけれども、戸別に、空き家ごとに調査票という台帳的なものを整備をしておりまして、それを基本にしまして年に1回は離島地区も含めてその台帳に整備されている空き家については現況確認を行っているということでまずはご理解いただきたいと思います。その辺は今後も継続的に行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

- ○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) まず、1点目については終わります。

2点目に入ります。空き家の管理は所有者が適正に管理することを原則として所有者等については例年固定資産税の納付書を発送する際、空き家対策補助金や空き家バンクの内容を記載したチラシを同封した上で送付していると、制度の周知と活用を促しているという答弁でありました。これで管理が改善されないときには、それでは次の段階でどのようにするのか、その辺どういうふうにやっているか聞きたいです。

- ○議長(村田定人君) 町民課長、宮崎寧大君。
- ○町民課長(宮崎寧大君) お答えいたします。

まず、通知をした後に一定程度の期間が来ても改善されないといった場合には、先ほどちょっと少し触れたのですけれども、毎年1度はそれぞれ台帳に基づくものについては現況調査を行っていて、そこから腐朽が進んだ場合だとか、そういう部分については都度状況に応じて所有者等に対しまして、文章と併せて現況写真も状況によって送っておりますので、そういったところを繰り返ししていくという部分は今後も継続的に行っていきたいというふうに考えております。

- ○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) 問題は、この危険な家屋についてなのですけれども、今課長おっしゃったような状況、例えば写真もつけて送るのだということを言われましたけれども、その後も改善がなかったときに、例えば実際に対面で会って口頭でもう一度改善を促すと

か、その辺はやっていると思うのですけれども、そういう例がもしあれば教えてください。 ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。

○町長(森 淳君) 2点目ということだったので、その話は3点目の話かなと思って 多分準備しているかもしれません。その前段として私のほうから事実に伴って話させてい ただきます。

3点目の腐朽、破損が進んだ建物の対応ということで、これまでも所有者等に解体等の対応を促しているところであるということであります。具体的には先ほど言った写真を送ったり、それから必ずしも羽幌にいる人とは限らないのです。それも後々に関わる、4、5に関わってくるのですけれども、行政側としては徹底してそういう状態に陥った場合、対応した場合、調べることができるふうに国のほうで認められている部分というのがあるのです。それで、徹底的に調べて、その上で先ほど言った通知文、現況写真を送るだけではなくて、さらに加えて例えば代執行等に関わるようなものに対するこういうことが起きますとか、かなり丁寧なやり取りをしております。これ昨年6月になってからそういうことに、現実に起きましたので、それで結果としては相当、数か月かかったのですけれども、最終的には。担当課と所有者との話合いの中で現実に解体まで至った経緯があります。ただ、それはいろんな方がいらっしゃいますし、ケース・バイ・ケースによっては非常に大変だということは一般論としては言われておりますが、先回りして3、4の答えになったかもしれませんけれども、そういう形で進んでいるということをご理解していただきたいなと思います。

○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。

○9番(工藤正幸君) そういう段階まで進んで対応しているということでしたので、それで分かりました。

それから、皆様予測すれば大体は分かると思うのですが、やはり風が強いときなのです。 風が強いときにやはり危険な状況になっている建物については、例えば屋根の破損、トタンが剥がれて飛ぶとかということが起きる可能性が十分にあります。そういうふうになる前の段階で手当てをしなければいけないということを僕いつも思うのですけれども、この辺の行政側の対応がやっぱりきちっとなっているかどうか、その辺がちょっと心配なところなのですが、その辺はどうでしょうか。

- ○議長(村田定人君) 町民課長、宮崎寧大君。
- ○町民課長(宮崎寧大君) お答えいたします。

強風の際の危険防止という部分で事前に対策をというような部分かと思います。まさに その部分で私どもも意識していますので、先ほど来と重複する部分ありますけれども、そ の時々の都度、所有者等に対しましては文書、それから現況の写真も必要に応じて添えて 解体等の部分を促しているというところで対応しておりますので、その辺は今後も継続的 に行っていきたいと。それで、所有者等に対しましては何らかの対応をしていただきたい ということで取り組んでいきたいというふうに思います。

- ○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) そういうことで進めていただきたいと思います。

それで、4点目の所有者が不存在になっている建物についてでありますけれども、やはりさっき言ったように腐朽、破損が進んでいて危険な状態になっている家屋については、この所有者がいないという状況の建物についてはどのような対応になるのか、これを聞きたいと思います。

- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) これ先ほど答弁したとおり、例えばこれは相続放棄という質問でしたので、相続放棄の場合の具体的な手続、それから対応を先ほど説明させてもらいました。

まず、繰り返して申し上げますけれども、答弁内容を繰り返して言うという意味ですが、一般的な相続放棄というのは、相続人が自分たちが選んで相続放棄できるわけです。ただ、税金だとか、こういう建物等については相続放棄をしても管理責任は残るということで、それで裁判所に行政が持込みしてやっていくと、その方が先ほどの言葉で言うと相続財産清算人になるので、イメージだけの共有になると思うのですけれども、相続放棄したら持ち主がゼロなのだということでは、そういうふうに捉えると実態とちょっと違うというふうなことをご理解した上で話を今後続けていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) ここに答弁書ありますから、おおよそのことは分かるのですけれども、要するに例えば6か月も1年もかけてこの作業をできる状況だったらいいのですけれども、今すぐにでも、今回の風で大丈夫で、次の風があったときにという心配もあるので、そういうときにはどうするかというのを聞きたいのですけれども。
- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 全員と改めて意見交換する前に私として一番多分話が通じていないのかなと思うのは、2点目の質問のところで本町の基本的な方針としてって書いている下です。やっぱり個人の財産というのは、憲法で規定する財産権や民法で規定する所有権、これ今の憲法の中で非常に重い、個人の財産について行政なり国家が、行政サイドが強制的にやるということに対して非常にいろんな制約が基本的についているというものなのです。それで、残りの3だとか、これからあるだろう代執行なんかについてもこれまでは非常に厳しい制約があって段階をきっちり踏んでいかなければならない。だから、例えば町側で、トタンが飛んで危ないなといったら、もう所有者の意思は無関係にもう行っていきなり壊してしまうとか、代執行してしまうということに関してはこれまで非常に高いハードルがあるのです。そういうことがまず認識が違うのかなと思うのですけれども、違いますか。
- ○議長(村田定人君) 工藤議員、先ほど3点目まで行って、4点目に移ると言ってまた

質問の内容が2点目、3点目に戻っているのですよ、実は。今4点目は相続放棄をした場合の質問を4点目でしているので、きちんとその質問の内容を順番に分けて進んでいってもらいたいと思います。いいですか。

9番、工藤正幸君。

○9番(工藤正幸君) すみません。

今、僕4点目の相続放棄している家屋について話しております。要するに、例えば強風が吹いて、相続放棄されている家屋について何か危険な状態になって、先ほど僕言った壁が剥がれるとか、屋根が剥がれるとかということで風によって飛散するとかという、そういう状況になった場合に、それでは緊急ですから、対応としてはもう個人ではできないので、消防さんにお願いして応急手当てをしてもらうという、そういう段階まで行って、それで行政側はいいのかどうかというのをちょっと聞きたいと思います。

○議長(村田定人君) 町長、森淳君。

○町長(森 淳君) 今質問のことを私なりに解釈すると、建物がありましたと。現実にまだ先ほど4点目の手続をしていませんと。所有者がいても、いなくても同じだと思うのですが、危ないところは。いても羽幌にいないとか、いろいろ例あると思うのです。トタンが飛んで歩行者なり、それから隣の家に行くというところに対して、行政としてはそのまま放置していいというふうに私は考えておりません。だから、当然、いわゆる壊してしまうとか、財産を処分してしまうということに対しては、先ほど言ったようにいろんな段階を踏みながら、非常にハードル高い部分があるのですけれども、住民の安全を守るということに関しては我々の責務でもありますので、例えば消防がいいかどうかというのは、今個別な話については断定できませんけれども、住民に多大な被害が起きないようなことは、町側としても何らかの形でやらなければいけない場面も想定はされると思っています。ただ、繰り返しになります。今の質問だと、では壊してしまえとか、直してしまえだとか、そういうことを勝手に人の、要するに所有物です。それに対して行政はやれないですが、その辺のところ、もう一切何が起きても我々は触りませんということではないというふうに理解してほしいと思います。

○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。

○9番(工藤正幸君) 現状としては、そういうときに、緊急のときには町民としては消防さんにお願いして手当てをしてもらうという、それしか方法はないと。

町長今おっしゃったように、解体しろとかというのは僕言っていません。行政代執行やるのにも段階踏んでやるのだと思いますから、そういうことではなくて、そうしたらそういう手続をして、解決できない部分の空き家について今のような強風のときの状況が発生した場合には随時消防さんに通報してやるということで、今後そういうふうにしてやって、それでいいのですか。

○議長(村田定人君) 町長、森淳君。

○町長(森 淳君) さっき明確に消防に全てを頼むということはないというつもりで

言いました。場合によっては当然消防の協力なり、町の持っている機材だとか、それから 尽力とかということは、要するに多分イメージがやっぱりもう一回壊れたものに対して何 とかするというイメージと、僕らのはもう、いわゆる本当にぎりぎりのところに関して建 物は壊してしまえということがそこにつながっているのかもしれませんけれども、その辺 については、堂々巡りの議論になっている気がするのですけれども、4点、5点目に通じ て一定の段階を踏まないと、町が行って、勝手に危ないからどんと壊すということにはな らないと思います。だから、今の部分のところに対しては、町民の安全を守る義務は我々 にあると思いますので、何らかの手当てをすると。消防で直すということでいいですかと 言われたら、いや、消防で直すということでいいというふうには言いません。

- ○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) 私が言うのは、自分の建物であればそれは手当てできるのですけれども、やはり自分の建物でないわけなのです。だから、自分ではどうしようもないから、それではそういうときに手当てしてもらう可能性あるのは消防さんだというふうに僕は考えているのですけれども。
- ○議長(村田定人君) 副町長、三浦義之君。
- ○副町長(三浦義之君) 今の何回もやり取りしているのですけれども、相続放棄して所有者がいない、それでなかなか相手がいない中でどうするかということで危険な建物、そして屋根が、トタンが飛ぶとか、そういう場合どうするのだということであれば、民法上の事務管理というか、ということで人の命、危険に関わるようなことは避けるということで最低限の対応はすることは可能でありますので、全て法律に基づいてやらなければできません。そして、消防ではなくて自分たちでできるのであれば自分たち、また業者がやるのか。やる人については、それはできる人で対応してやらせてもらうということであります。
- ○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) おおよそは分かるのだけれども、ちょっとそこのニュアンス違うのです。空き家になっていても自分が管理しているとか、自分の所有であれば自分で例えば建設やっている人にちょっと手当てしてくれというのは、それはできますけれども、それが他人の家だったらできないと思うのです。ですから、そういうときには要するに今副町長おっしゃった事務管理ですか、そういうことで危険が及ぶときには対応するよということなのだけれども、それは町民が例えばあそこの家が危険だという通報があった場合に役場としては対応できるということですか。
- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 今副町長言ったのは、要するに例えば4点目のところで仮に相続 放棄しても相当、もう誰も持ち主がいないということにはそう簡単にならないということ なのです。相続放棄の話さっき私して、本当にそうすると全て債務も何もなくなって、仮 に親の相続を、子供たちが3人います、3人は相続放棄します。では、その持っている家

に対しての安全に関わるようなものに対して放棄ということは完全にできないので、それを行政サイドとしては裁判所に言って、管財人をやって、そこで選ぶというような、そういう手続が必要なぐらい、そう簡単に建物が所有者不明ということにはならないし、町側もそうならないようにしなければいけないのです。ただ、今、これまで宮坂だとか、いろんなところの話って、これは全く全然別なことだということは理解していただいていると思うのですが、その上でどうもやっぱり最後まで食い違うのは、相手がいても何か危なくということであれば町は強制的に壊してやるとか、修理しろとかということはそう簡単にできない。その理由の一旦として先ほど副町長が言った、それだけではないのですけれども、あるというところが意思疎通できなかったらなかなか難しいなというふうには思っていますけれども、繰り返しの答弁になってしようがないですけれども、所有者の権利というのは非常に重く捉えていますので、憲法上。それに沿ってやっぱり我々は動いていく、それに沿って仕組みもいろいろあると。

ただし、少し話を進めなければ同じことの繰り返しをずっとしていますので、その憲法で規定する所有権と、今全国で高齢化なり、それから過疎化も含めて空き家が非常に増えてきているというのは実態として間違いなくあるわけです。その辺に対して、今までそういう制約の下でつくっていた制度そのものが実態に合わなくなってきているのではないかという議論がありまして、国のほうもそれに向けて今後やっぱり少しずつ修正していかなければいけないという方向を担当の国土交通省でしたっけ、は持っていまして、昨年12月の13日にも1つ新しい法律ができたということもありまして、今どんどんフレキシブルに動いている最中であります。我々もそれに対応して、できるだけそれに沿った形で工藤議員おっしゃるような、飛びそうだって想像したから壊すということは絶対できないですけれども、なるべくそういう心配がないような形で法律に触れない、行政ですから法律によって動かなければならないですけれども、そういう形で対処できるような準備をこれからも進めていきたいと思います。

- ○議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。
- ○9番(工藤正幸君) そういう状況になる前に、この相続されている空き家についてはまた別ですけれども、要するに所有者がきちんといるときには所有者に改善を促して、そしてやる手段で対応するということが一番僕いいのだと思うのですけれども。
- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 3点目、2点目のほうに戻っているような気がするのです。だから、先ほど課長が説明した我々のほうとして空き家としてある程度危険だというものに対しては、固定資産税の納付をするときに補助金がありますよとか、空き家バンクに登録して売ることもできますよって。さらに、駄目であれば写真をつけて、通知文つけて、危ないからやらなければなりませんよということを今までやってきているということをもう一度今の質問に対しては言わなければならないです。あえて付け加えるとしたら、本当にそれでもどうしてもという、所有者がいても駄目だというのは代執行という手はあることは

事実です。

それは5番目に入りますけれども、何かそこでぐるぐるしているので、先にそっちのほうから言わせてもらいますけれども、ここに資料がありまして、代執行するためには特定空家、これ説明は省かせてもらいます。いろんな段階を相当踏んで、さっき言った勧告も云々というと、ある例では100回近い勧告をして最終的に代執行にいかざるを得なかった。そう簡単に何回か言ったら壊せるなんてものではないということも理解していただきたいと思います。

それで、ずっとほぼ同じような数字なのですけれども、令和4年度、近々での特定空家に対する措置ということで、助言、指導が全国で約5,000件、勧告が約630件、命令が89件、代執行までいったのは39件なのです。やはり助言、指導って5,000件のうち1割も、全国の自治体でですよ、県も国も含めてできたのはその僅か39件なのです。それだけやっぱり現在の法律でいくと、特定空家等に対して代執行を行うということに対して非常に難しい側面があるということなのです。だから、さっきも言いましたけれども、国もこれだと全然進んでいかないので、法律を少しずつ変えながらいかなければならないということになります。

代執行した場合にも、これも聞かれる前に言っているような気もするけれども、費用は全部、さっきの答弁にもあったように全部かかりますから。だから、場合によっては何百万、1,000万というお金がいって、その負債に対しては先ほどちょっと言いかけた税金と同じように、その子供たちが、消えないのですよ、ずっと。だから、大変な、やっぱりその人たちの、その方の年齢にもよりますけれども、ずっと負債としてかかってくるので、そういうことも含めて、代執行したらこういうことになりますよということも含めて勧告したりもしていって最後の手段になるというところまで、先回りしたかもしれませんけれども、もう2番の話はこれで3回、4回していると思うので、理解してほしいなと思って、先の5番のほうになったかもしれませんけれども、答弁とさせていただきました。〇議長(村田定人君) 9番、工藤正幸君。

○9番(工藤正幸君) 大体分かりました。とにかくその危険な空き家についてということが僕心配だったものですから、今回の質問にさせていただきました。行政側としては万全な体制でやっていただきたいと、それだけ思っておりますので、今後もよろしくお願いします。

終わります。

○議長(村田定人君) これで9番、工藤正幸君の一般質問を終わります。 暫時休憩します。

> 休憩 午前11時18分 再開 午前11時30分

○議長(村田定人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第2号

○議長(村田定人君) 日程第4、報告第2号 令和5年度定期監査報告(第3次)についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監查委員、熊木良美君。

○代表監査委員(熊木良美君) ただいま議題となりました令和5年度定期監査報告(第3次)について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項 及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告をいたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

1ページをお開き願います。定期監査報告書。

- 1、監査の時期及び対象は、令和6年1月22日から1月25日までの4日間にわたりまして、商工観光課、建設課、農業委員会、農林水産課、上下水道課の5機関を対象に、 逢坂監査委員と共に実施したところでございます。
- 2、監査の対象とした事項でありますが、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に 行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認する とともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。
- 3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。最初に、農業委員会について申し上げます。(1)、農地法等に基づく取扱処理状況であります。耕作目的による権利移動など処理件数の合計は60件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、受給者数は合計で110人となっております。

(3) の契約状況は説明を省略させていただきます。

次に、3ページを御覧願います。農林水産課について申し上げます。(1)の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数は33件で、補助金の額は1億9,559万7,012円であり、昨年と比較し2,198万6,632円の減少となっております。これは、新型コロナウイルス対策、農業支援事業3,081万円の減が主な要因であります。

- (2)、契約状況の①、物品購入・修繕から、次のページ下段の(3)、漁村環境改善総合センター利用状況までは説明を省略させていただきます。
- 5ページを御覧願います。(4)、焼尻めん羊育成管理関係であります。上段の表には 区分項目に令和4年11月末から令和5年11月末までの移動数を月別、出生年別に記載 し、表の右枠で合計と内訳を明記しております。昨年11月末の頭数は209頭でしたが、

令和5年11月末の飼養頭数はゼロ頭となっております。また、要因別の移動頭数を下段に表記しております。上欄から述べますと、昨年11月末の飼養頭数は209頭であり、生産、出生の増加は227頭、譲渡による売払い減少が147頭、肉羊の売払い減少は180頭、へい死が109頭となっております。なお、当該事業は昨年10月に廃止が確定。めん羊、生体の譲渡及び公有物品の無償譲渡を令和5年10月23日付で、公有財産の無償貸付けは令和5年10月23日及び12月10日付で契約が締結され、既に履行されております。

次に、6ページをお開き願います。商工観光課について申し上げます。 (1)、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額7億円に対しまして利用件数は合計49件、融資残高は1億9,464万6,000円で、利用率は27.81%となっております。

(2)、契約状況につきましては記載のとおりでありますが、③、工事請負ではハート タウンはぼろのガスヒートポンプ更新工事4,125万円が主なものとなっております。

7ページを御覧願います。(3)、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入額3,482万2,632円、支出額2,860万1,842円で、収入額から支出額を差し引いた形式収支は622万790円となっております。

次の(4)の焼尻発電所運転保守業務受託事業につきましては、保守業務の委託契約金額は4,670万6,000円となっております。なお、営業・配電事業及び諸費用を含めた収入済額の合計は3,858万2,897円であります。

8ページをお開き願います。(5)、令和5年12月末現在の商工観光振興事業補助金交付状況でありますが、合計件数は33件で、5,128万4,388円となっております。昨年と比較し、件数及び金額が大きく縮小しておりますが、新型コロナウイルス対策事業に係るプレミア商品券事業や各支援事業の補助金46件、4,878万円の減少が要因となっております。

- (6)、観光施設等入り込み状況では、同期と比較し、ほぼ同数の1476, 478人となっております。
- (7)、観光イベント入り込み状況ですが、新型コロナウイルスの影響により2事業が中止となったものの、3事業が開催され、3,616人の実績となっております。

次に、9ページを御覧願います。建設課について申し上げます。 1、建設港湾事業の (1)、契約状況であります。内訳は記載のとおりでありますが、3、工事請負全体では 昨年と比較し、1億9,145万5,000円減の2億9,604万3,000円となっております。工事区分による内容を述べますと、土木関係での契約金額は昨年度より1億851万5,000円減少し、8,475万5,000円となっております。減少の主な 要因は、スポーツ公園陸上競技場改修工事の1億1,607万2,000円の完了によるものです。

建築関係におきましては、昨年度より1億2,491万3,800円減少し、1億6,

059万1, 200円となっております。主な減少要因は、羽幌町総合体育館外部改修工事 164, 328万6, 000円の完了によるものであります。

10ページをお開き願います。(2)の道路占用許可状況及び(3)、建築確認申請状況は説明を省略させていただきます。

11ページを御覧願います。(4)、町道舗装整備状況についてでありますが、実延長におきまして道路台帳の精査、橋梁の架け替え等により市街地区、築別、羽幌両原野地区の距離に変動が生じ、前年度から31メートル減少、合計の距離は18万3,473メートルとなっております。なお、舗装延長及び舗装率に変更はありません。

(5)、町道除雪計画であります。道路延長には前年度からの変更はありませんが、除 雪延長の精査により朝日羽幌原野地区で1キロメートルが増加、合計で113.9メート ルとなり、歩道除雪では0.9メートル減少し、15.0キロメートルとなっております。 このため除雪率も僅かですが、変動しております。

次に、12ページをお開き願います。上下水道課について申し上げます。1 の上水道事業、(1)、契約状況であります。内訳は記載のとおりでございます。③の工事請負は、前年度より1,075万3,600円増加し、6,952万5,500円となっております。これは、主に羽幌上水道の中央監視装置更新工事に係る2,123万円の増が主な要因となっております。

13ページへ移りまして、2の下水道事業、(1)、契約状況の③、工事請負につきましては、前年度より3,705万9,000円増加、5,781万6,000円となっております。増加の要因は、浄化センター曝気装置電気計装設備等更新工事関係2件、3,630万円の増によるものです。

14ページをお開き願います。(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてでありますが、令和5年度12月末までの水洗便所改造戸数は公営住宅、一般住宅合わせて23戸であります。内訳は記載のとおりであります。

なお、下水道の普及率は12月末現在85.6%、水洗化率は73.6%となっております。

15ページを御覧願います。②、水洗便所改造等資金貸付状況ですが、新たな供用開始地区がないため、令和5年度12月末までの新規貸付けはありません。貸付額は累計で37件、総額2,593万円でありますが、全て償還済みとなっております。

3、簡易水道事業の(1)、契約状況につきましては、内容は記載のとおりでありますので、御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

以上で令和5年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 令和5年度定期監査報告(第3次)については原案のとおり 承認することに決定しました。

◎議案第3号

○議長(村田定人君) 日程第5、議案第3号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例 を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第3号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、令和6年度より新たにデジタル推進課を設置するため、改正 しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町課設置条例の一部を改正する条例。

羽幌町課設置条例(平成12年羽幌町条例第51号)の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容をご説明いたします。初めに、新旧対照表の1ページを御覧願います。第1条の課の設置でありますが、地域振興課の次にデジタル推進課を加えるものでございます。

2ページを御覧願います。第2条の課の分掌事務でありますが、地域振興課の分掌事務の次にデジタル推進課の分掌事務を加えるものでありまして、第1号ではデジタル技術を活用した住民サービスの向上に関すること、第2号ではデジタル技術を活用した行政事務の業務改善及び効率向上に関することを規定するものであります。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第3号について質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番(小寺光一君) 質問させていただきます。

前回総務産業常任委員会で総務課のほうから組織機構の改編ということで説明は受けたのですけれども、もう少し具体的にちょっとお伺いしたいのですが、まず新年度にこの課に対する予算措置、事業がまだ決まっていない、検討していくということだけだったのですけれども、具体的に新年度予算に予算措置というのはあるのでしょうか。予算措置がないなと思ったので、予算委員会ではなくて今この議案のときに質問したいのですけれども、具体的にこの新しくできるデジタル推進課での予算措置というのは今のところ準備しているのか、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 委員会で細かくどういう話をされたのか把握していない部分もあるのですけれども、これからできるということであります。その上で必要なことに応じて、初年度ということでありますので、内容に応じて補正予算をつけていくという形になると思います。
- ○議長(村田定人君) 6番、小寺光一君。
- ○6番(小寺光一君) その中でも話があったかちょっと記憶はあれなのですけれども、なるべく早い時期に補正予算でしたいという話があったのです。ただ、それこそまだ何も、これから検討するという、初年度ということもあって。ただ、ある程度予算を見ておかないと、具体的に検討する中で活動がしづらいのではないかなという懸念があったものですから質問したのですけれども、きっと新年度予算には具体的にその課の事業としての予算措置はしていないので、自分としてはなるべく早く、具体的に何といっても、例えば勉強するにしても、研修を受けるにしても、書籍を買う、分からないですけれども、4月1日にすぐ動けるような体制にするためにもやっぱり何らかの予算をきちんと用意したほうがいいのではないかなという懸念です。4月1日になって実際すぐには動けないかもしれないですけれども、何かすぐやろうというときに予算がついていないので、動けないということであれば何かもったいないなと思ったので、その辺どのぐらいの時期に、内容にもよるのでしょうけれども、何も決まっていない中で予算をというのもまた難しいのですけれども、せっかく動くのだったらある程度の予算措置があった上で新しい課が動けばなという要望も含めてなのですけれども、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長(村田定人君) 町長、森淳君。
- ○町長(森 淳君) 基本的には、必要なときに間に合うように必要な予算をつけるというのが基本というふうに答えざるを得ないということです。

もう少し具体的に話をしますと、これは私の公約ということで昨年から内部でも共有していただきまして、今回新年度からスタートするということで課設置したわけでありますけれども、スタートする際にあまり全て、いわゆる担当課ではないものが決めていくよりは、やっぱりそれぞれの担当課の中で白紙の状態とは申しませんけれども、フリーハンド

の中でスタートしたいという思いがありましたので、今回そういう形にしました。予算に 関しては、当然ご存じのように具体的なものがない限り調査費ぐらいのことでやってもい いかなというふうに思いましたけれども、それも含めて新年度というふうに考えておりま す。

現実にそういうことを昨年6月から言ってありましたので、例えばそれに関わるようなことというのもそれぞれの課の中の一部ですけれども、やはりこういうものに関わるようなもののアイデアだとか、予算を例えば先回りしてつけようかという議論も実はあったのです。ただ、4月以降に始まるということですので、その中でやはりスタートしたいということです。繰り返しになりますけれども、必要なときに必要なタイミングでかかる費用については手当てして議会のほうに提案したいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長(村田定人君) 6番、小寺光一君。

○6番(小寺光一君) きっと町長の中には、昨日の一般質問の中でもその課ができるのでということで、答弁の中でそういう発言があったのですけれども、自分も、せっかくデジタル化に向けて課をつくって、係をつくって、あと地域おこし協力隊も募集をかけて今後していくという説明があったのですけれども、ぜひ必要な予算は素早くつけて動きやすくしてほしいなというふうに思っています。

以上です。答弁のほうは必要ないです。

○議長(村田定人君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長(村田定人君) 日程第6、議案第4号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第4号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例における規定の整備を行うため、 改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用に関する条例(平成27年羽幌町条例第37号)の一部を次のように改 正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容をご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧願います。今回の改正は、法の改正に伴い法の別表第2が廃止されることに伴い、本条例において法別表第2を参照している箇所につきまして用語を定義し、法別表第2を参照する条項を置き換えるものであります。

まず、第2条の定義でありますが、第5号としまして特定個人番号利用事務を、第6号としまして利用特定個人情報の定義を加えるものでございます。

続きまして、第4条の個人番号の利用範囲でありますが、第1項中の「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるものであります。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第4号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長(村田定人君) 日程第7、議案第5号 羽幌町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第5号 羽幌町監査委員条例の 一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。 令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、地方自治法の一部改正に伴い、条例内で引用している条項が 移動したため、改正しようとするものであります。

ご説明の前に、議案の訂正をお願いいたします。訂正箇所ですが、第2条において改める条項の第243条の2の7第3項の7の部分を8へ訂正させていただきたく、よろしくお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、改正文を朗読します。

羽幌町監査委員条例の一部を改正する条例。

羽幌町監査委員条例(昭和42年羽幌町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第5号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町監査委員条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時58分 再開 午後 1時00分

○議長(村田定人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号

○議長(村田定人君) 日程第8、議案第9号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長(高橋 伸君) ただいま上程されました議案第9号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)が改正されたことにより、本条例が参照する基準の整理を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年羽幌町条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新 旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所に下線を引いて表示しており ます。

改正の内容でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子 ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)において、 施設の重要事項を書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するよう改正され、また書面等の交付または提出について、特定の記録媒体である「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」から、抽象的規定ではありますが、「電磁的記録媒体」に改正されたため、改正するものでございます。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第9号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長(村田定人君) 日程第9、議案第10号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長(宮崎寧大君) ただいま上程されました議案第10号 羽幌町集会所条例の 一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明いたします。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、上築中央集会所の廃止、また中央集会所を中央老人寿の家 に集約するほか、一部の集会所に係る地番を改正しようとするものでございます。

羽幌町集会所条例の一部を改正する条例。

羽幌町集会所条例(昭和41年羽幌町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別途お配りしております羽幌町集会所条例新旧対照表により ご説明いたします。左側の欄に現行条文、右側の欄に改正案、改正箇所には下線を引いて おります。 まず、中央集会所につきましては、既存の中央老人寿の家に機能を集約することに伴いまして地番を改正するものでございます。

次に、北町集会所につきましては、地番の修正でございます。

次に、上築中央集会所につきましては、廃止に伴いまして削除をするものでございます。 ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略いたします。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(村田定人君) これから議案第10号について質疑を行います。
 - 6番、小寺光一君。
- ○6番(小寺光一君) この今回廃止する上築中央集会所は公共施設マネジメントでも一応廃止予定で、それに基づいて今廃止するということでいいのでしょうか。それとも何か急に、本当はもっと長く使う予定だったのだけれども、何かの影響で今廃止するという、その辺説明がなかったので、お願いします。
- ○議長(村田定人君) 町民課長、宮崎寧大君。
- ○町民課長(宮崎寧大君) お答えいたします。

公共施設マネジメント計画上では、今年度集約という形だったと思うのです。ただ、実態としまして地域の住民の方から施設も老朽化しているということと、あと管理のほうも難しいということがございまして、その辺現況確認した上で、地域のご意向も尊重した上で廃止をするというような状況になったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長(村田定人君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長(村田定人君) 日程第10、議案第11号 羽幌町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長(宮崎寧大君) ただいま上程されました議案第11号 羽幌町生活館の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について ご説明いたします。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、令和6年3月31日をもって、焼尻生活館を廃止するため、 改正するものでございます。

羽幌町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町生活館の設置及び管理に関する条例(昭和51年羽幌町条例第25号)の一部を 次のように改正する。

改正内容につきましては、別途お配りしております羽幌町生活館の設置及び管理に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。左側の欄に現行条文、右側の欄に改正案、改正箇所には下線を引いております。

まず、第2条では、焼尻生活館の項を廃止することに伴いまして削除するものでございます。

次に、第3条及び第6条につきましては、それぞれ字句の修正でございまして、内容は 記載のとおりでございます。

廃止に至った経過につきましては、近年当該施設の利用がないこと、それから施設の老 朽化に伴うものでございまして、このたび廃止をすることでございます。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略いたします。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第11号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 羽幌町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号~議案第17号

○議長(村田定人君) 日程第11、議案第14号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第15号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第16号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第17号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上4件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長(鈴木 繁君) ただいま上程されました議案第14号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第15号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして関連がございますので、一括して提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、各条例に対応した指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布に伴い、各条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

条例が4本と内容が多岐にわたりますことと量が多いということで、別紙でお配りしております資料で説明をしていきたいと思います。あと、新旧対照表につきましては適宜御覧いただきまして、まずといいますか、資料に基づきましてご説明させていただきますので、ご了承いただければと思います。

このA 4 縦判の概要と書いてある部分から、まずご説明を申し上げます。介護保険サービス等の基準については、厚生労働省令を踏まえ、自治体の条例で定めることとされております。このたび社会保障審議会介護給付費分科会の審議等を踏まえ、令和 6 年度介護報酬の改定に併せて介護保険サービス等に係る基準省令の改正が行われることから、基準条例の改正を行うものであります。

また、各府省がデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づきアナログ規制 の横断的な見直しにより申請や届出の方法について新たな情報通信技術の導入、活用に円 滑に対応できるよう、特定の記録媒体について改正を行うものでございます。

次、条例改正に伴う1、基本的な視点でございますけれども、人口構造や社会経済の状況を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化、推進、自立支援、重度化防止に向けた対応、 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性、持続 可能性の確保を図ることを基本的な視点としてございます。

2の改正となる条例につきましては、先ほど申し上げました4つの条例ということになります。

めくっていただきまして、主な改正内容でございますけれども、これもそれぞれ4本の 条例に取扱いの部分が対応しておりますので、ちょっと分かりづらい説明になるかと思い ますけれども、この資料に基づいてご説明を申し上げます。

主な改正内容ですけれども、1、居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い、これは(2)の条例の部分の改正でございます。

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行うものでございます。

ア、居宅介護支援事業所は現在の体制を維持したまま円滑に指定が受けられるよう、居 宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配 置で事業を実施することを可能とすること。

- イ、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合には兼務を可能とすること。
- ②、市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況に関して情報提供をすることを運営基準上義務づけるというような改正になってございます。

2の他のサービス事業所との連携によるモニタリングでありますが、これに関しましては(1)、(2)の条例の改正の部分でございます。

以下の要件を設けた上でテレビ電話装置や、その他情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行うものでございます。

次のページお願いをいたします。①、少なくとも月2回、介護予防支援の場合は6か月 に1回は利用者の居宅を訪問すること。

- ②、利用者の同意を得ること。
- ③、サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者、その他 関係者の合意を得ていること。
 - ア、利用者の状況が安定していること。
 - イ、利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。
- ウ、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報については、担当者から情報を受けること。これにつきましては、このようなテレビ電話等を介して接見っていいますか、訪問に代えることができるというような内容の改正でございます。
 - 次、3、介護老人福祉施設における緊急時の対応方法の定期的な見直しでございます。

これに関しましては、(3)の条例に対応するものでございます。

介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。また、1年に1回以上配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行わなければならないこととするというふうな改正になってございます。

4、協力医療機関との連携体制の構築。これにつきましては、(3)番目の条例、4番目の条例に対応した改正でございます。

次のページをお願いいたします。①、協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件 を満たす協力医療機関を定めるように努めること。

- ア、利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - イ、診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること。
- ウ、入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の 医師または協力医療機関、その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認めら れた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2、1年に1回以上協力医療機関との間で利用者の病状の急変が生じた場合の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- 3、利用者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し、退院が可能の場合においては速やかに再入所させることができるように努めることという改正内容になってございます。
- 5番、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携。これにつきましても(3)、(4)の条例に対応するものでございます。

感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること。また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時の対応について協議することを義務づけるものでございます。

次のページお願いをいたします。6番、身体的拘束等の適正化の推進。これに関しましても3番と4番の条例に対応するものでございます。

身体的拘束等の適正化のための措置を義務づける。その際、1年の経過期間を設けることとするという状況になってございます。

次は、(1)、2、3、4、全部の条例に対応するものでございますけれども、利用者 または他の利用者等の生命または体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的 拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務づけると いう改正になってございます。 7番、利用者の安全並びに介護サービスの質、確保及び職員の負担軽減に資する方策を 検討するための委員会の設置の義務づけであります。これにつきましては、3番の条例と、 次のページお願いをいたします。4番の条例の部分になってございます。

現場における課題を抽出及び分析した上で事業所の状況に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとするというような改正になってございます。

8番、管理者の責務及び兼務範囲の明確化でございます。これにつきましては、(1) から4まで全ての条例に対応する改正でございます。

管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら職員及び業務の一元的な管理、指揮命令を行うことである旨を明確化した上で管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。

次のページをお願いいたします。9番、(看護)小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し。これにつきましては、3番と4番の条例に対応した改正でございます。

管理者について、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととするというような改正になってございます。

次、10番、書面掲示規制の見直しでございます。これに関しましては、(1)から(4)番、4つの条例に対応する改正でございます。

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項については、原則として事業所内での書面掲示を求めている一方、備付けの書面、紙ファイル等、または電磁的記録の供覧により書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、書面掲示に加えインターネット上での情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載、公表しなければならないこととする旨の改正でございます。

次、最後のページお願いをいたします。11、記録媒体の見直しでございます。これに 関しましても、1から4までの4本全ての条例に対応した改正でございます。

申請や届出の方法について、これまでのフロッピーディスク等の特定の記録媒体に加え、 オンライン化等の新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう見直しを行っ てございます。

資料の説明は以上でございます。

新旧対照表につきましては、先ほども申しましたけれども、適宜御覧いただければと思います。

以上、資料の内容の説明で改正条文の朗読等は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第14号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番(小寺光一君) 何度もすみません。

先ほど説明してもらった説明資料の3ページ目に他のサービス事業者の連携によるモニタリングのうちの①番、私の聞き間違いだったら本当に申し訳ないのですけれども、課長の口頭で少なくとも月に1回ということで聞こえたのですけれども、資料には2か月に1回と。それは2か月に1回で、資料どおりでいいかどうかの確認でした。

- ○議長(村田定人君) 健康支援課長、鈴木繁君。
- ○健康支援課長(鈴木 繁君) 申し訳ありません。ちょっと私記憶がないのですけれども、少なくとも2か月に1回ということでございます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(村田定人君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改 正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長(村田定人君) 日程第15、議案第21号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及 び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題と します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、棟方富輝君。

〇上下水道課長(棟方富輝君) ただいま上程されました議案第21号 羽幌町布設工事 監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改 正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)が公布され、これに伴い水道法(昭和32年法律第177号)が改正されたことにより、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、条例で規定する所管大臣を改正しようとするものであります。

それでは、改正文を朗読いたしますが、別途お配りしております新旧対照表と併せて御 覧いただければと思います。

羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年羽幌町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。 附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第21号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道 技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号~議案第28号

○議長(村田定人君) 日程第16、議案第22号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算

(第14号)、日程第17、議案第23号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第18、議案第24号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第19、議案第25号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第20、議案第26号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、日程第21、議案第27号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第22、議案第28号 令和5年度羽幌町水道事業会計補正予算(第3号)、以上7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その 提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 2 億 7 , 2 2 4 万 2 , 0 0 0 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 5 億 8 3 万 3 , 0 0 0 円とするものであります。

補正をいたします内容は、事業の完了等による減額が大部分を占めておりますが、まず 歳出につきましては増額になる主なものを申し上げます。2款総務費、財産管理費におい て減債基金積立金1,513万円の増額は、追加交付となりました普通交付税のうち令和 6、7年度における普通交付税の算定基礎から控除されることとなります臨時財政対策債 償還基金費相当額を減債基金へ積み立てるものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において畑地化促進事業補助金5,218万3,000円の増額は、畑地利用への円滑な移行を促すため、支援事業に係る支援対象者の決定に伴う増額であり、財源は全部道支出金で賄われるものであります。

次に、7款商工費、商工振興費においてまちづくり事業基金積立金165万1,000 円の増額は、商業複合施設運営に係る収益見込みの増加によるものであります。

次に、11款災害復旧費、農業施設災害復旧費において災害復旧事業負担金154万8,000円の増額は、昨年8月の豪雨災害によりオロロン土地改良区が施行した農業用施設等の災害復旧事業のうち補助災害復旧事業等の対象とならない事業費の一部を支援するものであります。

次に、歳入についてでありますが、普通地方交付税を追加交付決定により4,034万9,000円増額したほか、国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、 事業費の確定などによる減額、または増額となっており、財源調整として財政調整基金繰入金を2億3,823万7,000円減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,428万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,170万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において共済費150万1,

000円の減額は、執行見込みによるものであります。

次に、保険給付費、療養諸費において負担金補助及び交付金4,300万円の減額は、 療養給付費等の減少見込みによるものであります。

次の3款国民健康保険事業費納付金につきましては、国民健康保険税の収納見込みにより支払い準備基金繰入金から財源更正するものであります。

次に、5款諸支出金において償還金利子及び割引料21万8,000円の増額は、保険給付費等に係る過年度分交付金等の額確定に伴う返還金であります。

歳入につきましては、対象世帯の所得額増加や、滞納繰越分の徴収実績により国民健康保険税を増額し、対象経費の減少見込み等により道支出金等の特定財源のほか、一般会計繰入金につきましても減額しております。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ276万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,723万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において負担金補助及び交付金276万8,000円の減額は、広域連合に対する事務費負担金及び保険基盤安定負担金の額確定によるものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額しております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ812万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,006万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容を勘定別にご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出で1款総務費、一般管理費において共済費60万円の減額は、執行見込みによるものであります。

次の2款保険給付費、介護サービス等給付費については、対象経費の減少見込みにより 介護保険給付費等準備基金繰入金から財源更正するものであります。

次に、3款地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費において負担金補助及び交付金500万円の減額は、サービス利用者数が訪問型、通所型とも減少していることによるものであります。

同じく、包括的支援事業・任意事業費において共済費12万円の減額は、執行見込みによるものであります。

次に、サービス事業勘定の歳出で1款総務費、事業管理費において共済費136万2, 000円の減額は、執行見込みによるものであります。

次に、2款事業費、特別養護老人ホーム事業費において工事請負費103万8,000 円の減額は、事業の完了によるものであります。

歳入につきましては、事業費の実績見込みなどにより国庫支出金等の特定財源を増減したほか、一般会計繰入金につきましては各勘定とも減額しております。

続いて、下水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から

歳入歳出それぞれ4, 000万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7, 640万8, 000円とするものであります。

補正をいたします内容でありますが、継続費補正につきましては、浄化センター曝気装置電気計装設備更新工事において契約締結により事業費総額が減少したことと、年度内の支出が発生しなくなったことから、事業費総額と年割額を変更するものであります。

次の地方債補正につきましては、対象事業費の減少により限度額を減額するものであります。

次に、歳出で1款総務費、一般管理費において職員人件費総額706万円の減額は、予 算編成時からの職員配置の変更等によるものであります。

同じく、施設管理費において需用費590万円、委託料607万2,000円の各減額は、執行見込みによるものであります。

次に、2款事業費、下水道建設費において工事請負費2,096万8,000円の減額は、先ほどご説明いたしました継続事業費の確定と年割額の変更、その他工事の完了によるものであります。

歳入につきましては、事業費の確定等により国庫補助金等の特定財源のほか、一般会計 繰入金につきましても減額しております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ46万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,862万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款簡易水道費、水道維持費において共済費46万3, 000円の減額は、執行見込みによるものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額しております。

続きまして、水道事業会計の補正についてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用で100万円の減額は、退職手当組合負担金率の改正に伴い人件費の補正をするもので、総額を2億3,341万7,000円とするものであります。

なお、資本的支出については補正はございません。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であり、各会計を総合いたしますと約3億8,000万円の減額となっておりますが、総体的に予算化された事務事業に関し、各課等において効果的な事業の実施や適切な入札執行等に努めた結果により予算残額が発生したものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

- ○議長(村田定人君) 次に、財務課長から内容説明を求めます。 財務課長、大平良治君。
- ○財務課長(大平良治君) それでは、私から内容をご説明申し上げます。 議案集(別冊)の一般会計6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費の追加であ

りますが、共同戸籍業務電算システム管理事業につきましては、システム端末に関して年 度内の納入が困難な見通しとなったこと、戸籍関連のシステム改修に係る標準仕様書等に ついて国からの提示が遅延していることなどにより、年度内の事業完了が困難なことから 翌年度に繰り越すものであります。

次の住民基本台帳システム改修事業につきましても住民記録システム改修に係る標準仕様書等について国からの提示が遅延していることにより、年度内の事業完了が困難なことから翌年度に繰り越すものであります。

次の物価高騰対策低所得世帯支援給付金支給事業につきましては、支給申請の遅延などにより年度内に支給が完了しない対象者が想定されることから、事業費の一部を翌年度に繰り越し対応するものであります。

次の地籍調査事業につきましては、事業の一部が年度内に完了しない見込みとなりましたことから、翌年度に繰り越すものであります。

次に、第3表、債務負担行為の変更でありますが、農業農村整備事業2地区について完 了年度の延長及び事業費総額が増加することから、いずれも事業期間を延長し、限度額を 増額するものであります。

7ページを御覧ください。第4表、地方債補正でありますが、事業の完了などにより限 度額を増減しております。御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

続いて、31ページをお開き願います。歳出の2款総務費、一般管理費において各種団体行事等報償費44万2,000円の減額は、各種行事の完了によるものであります。

同じく、財産管理費において町有施設解体工事請負費140万5,000円の減額は、額の確定によるものであります。

32ページをお開き願います。企画費において情報通信基盤施設管理運営事業133万円の減額は、額の確定によるものであり、離島再生可能エネルギー推進事業25万円、企業等連携事業27万4,000円、移住定住促進事業34万9,000円の各減額は、執行見込みによるものであります。都市間交流事業70万6,000円の減額は、事業の完了によるものであり、離島振興推進事業31万8,000円の減額は、一部事業の中止等によるものであります。

33ページを御覧ください。離島魅力発信事業73万円の減額は、事業の完了によるものであり、地域おこし協力隊事業36万2,000円、留萌中部地域振興協議会事業21万1,000円の各減額は、執行見込みによるものであります。

35ページをお開き願います。自治振興費において離島航路欠損補助金815万5,000円の減額は、補助額の確定によるものであります。地方バス路線維持費補助事業から循環バス(コミュニティバス)運行事業までの3事業につきましては、いずれも一般会計全体の収支見込みにより、特定財源であります交通対策事業基金からの繰入れを取りやめたことによる財源更正であり、空き家対策事業につきましては特定財源であります過疎債ソフト分の総枠調整による財源更正であります。

36ページをお開き願います。北海道知事・議会議員選挙費42万1, 000円の減額と、次の町議会議員選挙費581万3, 000円の減額につきましては、いずれも事業の完了によるものであります。

37ページを御覧ください。町長選挙費 431 万 2 , 00 0 円の減額につきましても、事業の完了によるものであります。

38ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金279万7,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであり、障がい者自立支援事業700万円の減額は、執行見込みによるものであります。高齢者福祉ハイヤー事業につきましては、特定財源であります過疎債ソフト分の総枠調整により財源更正を行うものであります。

同じく、介護福祉費において施設用備品購入費22万2,000円の減額は、額の確定によるものであり、介護保険事業特別会計繰出金339万8,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。介護サービス基盤整備事業補助金104万8,00円の減額は、執行見込みによるものであります。

39ページを御覧ください。後期高齢者医療費において療養給付費負担金1,333万5,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合に対する負担額の確定によるものであり、後期高齢者医療特別会計繰出金276万8,000円の減額は、繰り出し対象経費の減額によるものであります。

同じく、児童福祉費において一時預かり事業委託料117万1,000円の減額、施設型給付費負担金112万2,000円の増額は、いずれも執行見込みによるものであり、シングルペアレント移住雇用マッチング事業補助金11万1,000円の減額は、シングルマザー支援協会ホームページへの募集記事の掲載を見送ったことによるものであります。保育士等修学資金貸付金132万の減額は、執行見込みによるものであり、保育士等修学基金積立金27万6,000円の増額は、当該修学資金借受け者において一部返還金が発生したことから、返還額を基金へ積み立てるものであります。

40ページをお開き願います。児童措置費において児童手当給付事業443万5,00 0円の減額は、給付対象事業総数の減によるものであり、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業95万円、出産・子育て応援交付金事業160万円の各減額は、いずれも給付見込みによるものであります。

41ページを御覧ください。4款衛生費、保健衛生費において医師確保対策事業につきましては、特定財源であります過疎債ソフト分の総枠調整により財源更正を行うものであります。

同じく、環境衛生費において簡易水道事業特別会計繰出金46万3,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであり、合併処理浄化槽設置事業補助金177万4,00円の減額は、執行見込みによるものであります。

42ページをお開き願います。じんかい処理費において廃棄物収集処理事業2,553

万2,000円、衛生施設組合負担金事業82万5,000円の各減額は、羽幌町外2町村衛生施設組合に係る経常的な運営経費及び新一般廃棄物処理施設整備事業以外の臨時的経費に関し、収支見込みや事業の完了に伴い減額となったものであります。し尿処理事業829万9,000円の減額は、執行見込みによるものであり、産業廃棄物埋立処理場適正化事業321万2,000円の減額は、額の確定によるものであります。

43ページを御覧ください。6款農林水産業費、農業振興費においてオロロン地区農業担い手確保対策協議会負担金27万7,000円の減額は、負担額の確定によるものであり、農業後継者対策事業補助金15万円の減額は、執行見込みによるものであります。

44ページをお開き願います。畜産業費において焼尻めん羊牧場管理運営事業715万9,000円の減額は、事業の完了等によるものであり、畜産担い手育成総合整備事業委託料82万5,000円の減額は、執行見込みによるものであります。酪農学園大学連携事業98万2,000円の減額につきましては、焼尻めん羊牧場の民間譲渡に伴い事業実施を見送ったことによるものであります。

同じく、農地費において基幹水利施設管理事業については特定財源であります道支出金が増額されたことから、農業農村整備事業については特定財源であります地方債の借入見込額が減少したことから、財源更正するものであります。

45ページを御覧ください。林業振興費において森林環境譲与税基金積立金53万5,000円の減額は、譲与見込額の減によるものであり、私有林等整備事業補助金832万3,000円の減額は、額の確定によるものであります。

同じく、水産業振興費において漁業近代化資金利子補給金21万6,000円の減額は、額の確定によるものであり、漁業後継者等育成事業交付金225万円、外国人技能実習生受入支援交付金150万円の各減額は、いずれも執行見込みによるものであります。

46ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費においてハートタウンはぼろ運営事業828万円、雇用促進助成事業36万円の各減額は、いずれも執行見込みによるものであり、ハートタウンはぼろ施設管理事業252万6,000円、工業振興補助事業21万6,000円、消費活性化対策事業111万1,000円の各減額は、いずれも事業完了によるものであります。

47ページを御覧ください。観光費においてサンセットビーチ運営事業82万8,000円、サンセットビーチ施設管理事業15万6,000円、観光協会支部補助事業29万円、はぼろ甘エビまつり補助事業103万円、焼尻めん羊まつり補助事業28万8,000円の各減額は、いずれも事業完了によるものであり、観光協会補助事業551万円、観光誘客推進事業98万2,000円の減額は、いずれも執行見込みによるものであります。

48ページを開きます。8款土木費、地籍調査費において地籍調査委託料1,707万2,000円の減額は、補助採択額の減少及び入札執行によるものであります。

同じく、道路橋梁費において橋梁長寿命化事業264万9,000円の減額は、事業の 完了によるものであります。 49ページを御覧ください。道路新設改良費において道路整備工事請負費488万4, 000円の減額は、事業の完了によるものであります。

同じく、港湾管理費において港湾管理業務経費51万5,000円の減額は、執行見込みによるものであり、羽幌港荷さばき地整備事業につきましては、特定財源であります地方債の借入見込額が減少したことから、財源更正するものであります。

50ページをお開き願います。都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金1, 304万3,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。

同じく、住宅管理費において改修工事請負費513万円の減額は、額の確定によるものであり、公営住宅運営事業につきましては、特定財源であります国庫支出金が減額となりましたことから、財源更正するものであります。

同じく、住宅建設費において建設工事請負費1,107万1,000円の減額は、額の確定によるものであります。

51ページを御覧ください。9款消防費の消防費において北留萌消防組合負担金954 万円の減額は、同組合の収支見込みによるものであります。

同じく、災害対策費において防災対策事業につきましては、特定財源であります地方債の借入見込額が減少したことから、防災資機材購入事業につきましては、特定財源であります道支出金が採択されたことから、それぞれ財源更正するものであります。

52ページをお開き願います。10款教育費、事務局費において焼尻小中学校建て替え事業3,222万8,000円の減額は、事業の見直しによるものであります。

同じく、教育総務費、教育振興費において講師謝礼金21万円の減額は、事業完了によるものであります。

53ページを御覧ください。小学校費、学校管理費において備品購入費70万2,00 0円の減額は、額の確定によるものであります。

同じく、小学校費、教育振興費において小学校教育振興事業103万円の減額は、執行 見込みによるものであります。

54ページをお開き願います。中学校費、学校管理費において使用料及び賃借料42万3,000円の減額は、執行見込みによるものであり、備品購入費74万8,000円の減額は、額の確定によるものであります。負担金補助及び交付金112万5,000円の減額は、各中学校における中体連参加事業の完了によるものであります。

55ページを御覧ください。中学校費、教育振興費において備品購入費47万8,00 0円の減額は、額の確定によるものであります。

同じく、高等学校費、学校管理費において備品購入費50万8,000円の減額につきましても、額の確定によるものであります。

同じく、高等学校費、教育振興費において負担金補助及び交付金59万5,000円の 減額は、執行見込みによるものであります。

56ページをお開き願います。社会教育費において姉妹都市文化スポーツ交流事業76

万3,000円の減額は、事業の完了によるものであります。

同じく、学校給食費において需用費64万4, 000円の減額は、執行見込みによるものであり、備品購入費28万5, 000円の減額は、額の確定によるものであります。

- 57ページを御覧ください。11款災害復旧費、土木施設災害復旧費において河川災害復旧事業1,660万5,000円の減額は、額の確定によるものであります。
- 58ページをお開き願います。12款公債費において償還金利子及び割引料135万7,000円の減額は、令和4年度同意地方債に係る元金及び利子償還額の確定によるものであります。
- 59ページを御覧ください。13款諸支出金、職員給与費において総額7,341万5,000円の減額は、執行見込みにより各経費を減額するものであります。

次の60ページから62ページまでにつきましては、給与費明細書の状況であります。 御覧をいただきまして説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容でありますが、国民健康保険事業特別会計など各特別会計並びに水道事業会計の補正内容につきましては町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為ほか 一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思い ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。 暫時休憩します。

> 休憩 午後 2時07分 再開 午後 2時20分

○議長(村田定人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第22号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算(第14号)について歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

6番、小寺光一君。

〇6番(小寺光一君) 3款民生費、児童福祉費の中の、ページでいうと39ページ、シングルペアレント移住雇用マッチング事業11万1,000円の減額の件で、先ほど財務課長の説明の中でホームページに掲載しなかったため減額ということなのですが、昨年の予算説明資料でもこの事業が11万1,000円の予算で上がっていて、減額とかではな

くて、その事業自体の11万1,000円がそのままなくなったということになっているので、その経緯と、あと事業自体、これはまち・ひと・しごとの計画の中で毎年これで移住定住を目指しています、雇用も含めてですけれども、かなり重要視していた事業なのかなということで、これを減らすことで新年度の予算にもそういう項目がなかったので、今年最後かなというふうに思ったのですが、その減額した経緯と、あと次年度、今年度で最後の事業なのに減額したのはなぜかなというところで教えていただければと思います。

- ○議長(村田定人君) 福祉課長、高橋伸君。
- ○福祉課長(高橋 伸君) お答えいたします。

減額した分に関しましては、シングルマザー支援協会等のホームページにうちの町村もシングルペアレントのこういうのをやっていますよという記事を掲載していただくための財源でございました。ただ、それは年明け、いつもお願いして出していただいていたのですけれども、来年度規模縮小というよりも、この事業自体ちょっと見直しということで、来年度は一度様子を見るということで、来年度に向けての記事載せてもらうのを、掲載を見送ったということでこの金額減額しております。

- ○議長(村田定人君) 6番、小寺光一君。
- ○6番(小寺光一君) それでは、去年は載っていたと。去年の1月には同じ記事かどうか分からないですけれども、載っていたけれども、次年度に向けて使う予算だったということでいいのでしょうか。だから、去年の時点では、本当は2024年度はやる予定で、令和6年度にも続けるという意味で予算上つけていたけれどもということでいいのですか。意味分かりますか。

掲載が今年の1月に出る、次の年の準備のための記事として予算を上げていたということなので、年度と年がちょっとあれですけれども、今の説明を聞くと今年の1月に次年度にやるための広報だけれども、規模を縮小するとか、次年度やらないから記事をという受け止め方なのですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

- ○議長(村田定人君) 福祉課長、高橋伸君。
- ○福祉課長(高橋 伸君) お答えいたします。

議員おっしゃるとおり年度が、1月に載せているものですから、2024年分の掲載ということで、うちのほうの予算としては来年度という部分にはなってしまうので、その分見送るということで記事のほうを載せなかったということの減額です。

○議長(村田定人君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算(第14号)は原案の とおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について歳入歳出予算、継続費及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号) は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度羽幌町水道事業会計補正予算(第3号)について収益 的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和5年度羽幌町水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号~議案第8号、議案第12号~議案第13号、議案第18号~議案第20号、議案第29号~議案第36号

○議長(村田定人君) 日程第23、議案第6号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第24、議案第7号 羽幌町保育士等修学基金条例の一部を改正する条例、日程第25、議案第8号 羽幌町保育士等修学基金条例の一部を改正する条例、日程第26、議案第12号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例、日程第27、議案第13号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第27、議案第13号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第29、議案第19号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例、日程第29、議案第19号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例、日程第30、議案第20号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例、日程第31、議案第29号 令和6年度羽幌町一般会計予算、日程第32、議案第30号令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第33、議案第31号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第34、議案第32号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第35、議案第33号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第35、議案第33号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第37、議案第35号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第37、議案第35号 令和6年度羽幌町水道事業会計予算、日程第38、議案第36号 令和6年度羽幌町下水道事業会計予算、以上16件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めることとします。

日程第23、議案第6号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第6号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽幌町条例第27号)の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、別紙でお配りしております議案説明資料・議案第6号を御覧ください。1ページに説明を、2ページから3ページに新旧対照表がございます。新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

資料の1ページ目を御覧ください。新旧対照表は、2ページから3ページになります。 1ページ目の1、改正理由ですが、先ほどもご説明いたしましたが、地方自治法の改正に より、パートタイム会計年度任用職員について、国の非常勤職員との均衡の観点から勤勉 手当の支給が可能となりましたので、フルタイム会計年度任用職員と併せて実施をするも のでございます。

2の改正内容ですが、任期の定めが六月以上の会計年度任用職員に対して、期末手当の 支給に加え勤勉手当を支給するよう改正するもので、職員の給与に関する条例第18条を 準用し、一般職員と同様の月数を支給するものでございます。

表のほうを御覧ください。改正後の欄ですが、勤勉手当としまして6月期、12月期それぞれに1.025月分を支給し、年間支給割合を2.050月分とするものであります。3の附則ですが、改正条例の施行は、令和6年4月1日から施行します。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読につきましては、ただいまの 説明をもって省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) 日程第24、議案第7号 羽幌町保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長(高橋 伸君) ただいま上程されました議案第7号 羽幌町保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、町内の事業所における保育士等の確保のため、就職先である事業所の拡大、修学資金の増額、入学及び就職に係る準備金を創設するほか、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開きください。羽幌町保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例。

羽幌町保育士等修学資金貸付条例(平成29年羽幌町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正の内容を申し上げます。別途配付しております資料、議案第7号説明資料を御覧願います。2ページ目以降、新旧対照表につきましては左側に現行条文を、右側に改正案を、 改正箇所に下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容ですが、主な改正点として、①といたしまして、養成施設等の卒業後の勤務先である事業所の拡大と、その勤務形態について明確化しております。勤務先の事業所では、現行で保育所、幼保連携型認定こども園、認定外保育施設、幼稚園と規定しております。それを児童福祉法に規定する事業を行う事業所、認定こども園、幼稚園等に改正し、現行対象外であった障害児通所支援事業所等の保育士等の資格を必要とする事業所に対応できるようにしております。また、勤務形態については、現行では規定がないことから、週20時間以上の勤務と明確化することで臨時的職員での雇用にも対応できるようにしております。

次に、②として、修学資金の貸付額の増額、入学準備金、就職準備金等の新たな資金の 創設、貸付期間について変更しております。

修学資金の貸付額については、現行の月額3万円以内を5万円以内に改正し、新たに入 学及び就職時に必要な資金として、貸付額がそれぞれ20万円以内の入学準備金及び就職 準備金を創設し、また貸付期間も現行2年以内を養成施設等の正規な就学年数の範囲内、 短大であれば2年以内、大学であれば4年以内となるよう改正し、当町の保育士の確保に つながるよう条例の整備を行うものであります。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) 日程第25、議案第8号 羽幌町保育士等修学基金条例の一部を 改正する条例について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長(高橋 伸君) ただいま上程されました議案第8号 羽幌町保育士等修学基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町保育士等修学資金貸付制度の拡充に伴い、基金の名称及び設置目的を変更するため、改正しようとするものであります。

羽幌町保育士等修学基金条例の一部を改正する条例。

羽幌町保育士等修学基金条例(平成29年羽幌町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております新旧対照表につきましては、左側に現

行条文を、右側に改正案を、改正箇所に下線を引いて表示しております。

改正内容でございますが、改正条文読み上げます。

題名を次のように改める。羽幌町保育士等修学資金等基金条例。

第1条中「取得の修学」の次に「及び就職」を加え、「羽幌町保育士等修学基金」を「羽幌町保育士等修学資金等基金」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) 日程第26、議案第12号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長(鈴木 繁君) ただいま上程されました議案第12号 羽幌町医師研究 資金等貸与条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上 げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案理由でありますが、時限で事業を行っておりましたこの条例につきまして、令和5年度をもって終了となりますことから、制度を延長することにより医師確保体制を継続し、さらなる医師の資質向上及び確保と医療の充実を図るため、改正しようとするものであります。

それでは、改正条文を朗読いたします。

羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例。

羽幌町医師研究資金等貸与条例 (平成22年羽幌町条例第18号) の一部を次のように 改正する。

附則第4項及び第5項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。 附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長(村田定人君) 日程第27、議案第13号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長(鈴木 繁君) ただいま上程されました議案第13号 羽幌町介護保険 条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに 伴い、第1号被保険者に係る令和6年度から令和9年度までの各段階の保険料率を改定す るため、改正しようとするものであります。

別紙で配付しております羽幌町介護保険新旧対照表を御覧願います。この対象表は左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容を申し上げます。

羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例。

先ほど申しました新旧対照表と第9期介護保険料の推計についてというA3判の資料も併せて御覧いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

第7条の保険料率につきましては、令和6年度から令和9年度までの3か年を計画期間とし、実績、各推計値等を勘案した上で算出した全体の事業費を基礎とし、各区分の要件に基づいた介護保険料の額を算出したところ、月額の基準額は5,500円となり、現行と同額となってございます。基準額が同額でありますので、年額につきましても同様に6万6,000円となってございます。これは、令和3年度から令和5年度までの現行の保険料額が同額でも保険運営が可能との見込みから、今期については基準額はそのままとするということにしてございます。

次に、保険料に係る基準額は 5, 500 円と同額でありますが、国の法改正に伴い、現行 9 段階に分かれていた段階を 13 段階に増やし、10 から 13 段階を新設することにより第 1 から第 3 段階の年額は 1, 000 円減額となり、現行 9 段階の年額 11 万 2, 000 円となっておりましたが、 9 段階はそのままとなりますが、 10 から 13 段階の段階につきましてはそれぞれ別表のとおり増額となってございます。

以上の説明をもちまして改正文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

保険料率に関する経過措置、第2条、改正後の条例第7条の規定は、令和6年度分の保 険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前による。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) 日程第28、議案第18号 羽幌町中小企業特別融資制度資金利 子補給条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長(三上敏文君) ただいま上程されました議案第18号 羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

令和6年3月12日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、お配りしております説明資料、羽幌町中小企業特別融資制 度資金利子補給条例新旧対照表を御覧願います。

新型コロナウイルス感染症による影響及び物価高騰による経済活動の停滞により売上げの減少や資金繰りに苦しむ中小規模事業者等への支援策として、令和6年度から令和8年度までの3年間に限り、運転資金及び設備資金の貸付けに伴う利子負担の軽減を図るため、利子補給率の下限を引き下げるために改正しようとするものであります。

新旧対照表は左に現行の条文を、右に改正案を記載しており、改正箇所に下線を引いております。

附則に利子補給率等の特例として次の1項を加えるものです。第5項、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に決定された融資に係る利子補給の率等は、条例第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1号、運転資金として借り受けた場合の利子補給率は、未償還元金に対する利息のうち年1%を超える分の利息を補給し、その補給限度率は年2%以内とする。

第2号、設備資金として借り受けた場合の利子補給率は、未償還元金に対する利息のうち年1%を超える分の利息を補給し、その補給限度率は年4%以内とする。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上がご提案申し上げております内容であります。なお、改正条例文につきましては議 案のとおりでありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただ きます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) 日程第29、議案第19号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改 正する条例について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長(三上敏文君) ただいま上程されました議案第19号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容についてご説明いたします。 令和6年3月12日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、お配りしております説明資料、羽幌町雇用促進助成条例新 旧対照表を御覧願います。

本条例は、新規雇用者を雇用する事業者に対して助成を行うことにより、求職者にとっての雇用機会の拡大、事業拡大などを目的に雇用者を増やす事業者を支援することを目的として制定されましたが、定年退職や自己都合退職などで減った人員の補充で新規雇用する申請が見受けられ、本来の雇用拡大に対する支援の趣旨に沿う規定とするため、改正しようとするものであります。

新旧対照表は左に現行の条文を、右に改正案を記載しており、改正箇所に下線を引いております。

第2条第1号中「被保険者」の次に「(以下「被保険者」という。)」を加え、同条に次の1号を加える。

第6号、離職者 解雇(懲戒解雇含む。)、定年退職、退職勧奨、希望退職者の募集、 役員就任(被保険者として扱わなくなった短時間就労者)、死亡、出向(出向先で被保険 者になる場合)、自己都合により退職した者。

次に、第3条第2項1号に次のただし書を加えております。ただし、新規雇用者を雇用した日の前日から起算して6月前の日から新規雇用者の雇用日前日までの間に離職者がいる場合、新規雇用者の人数からその間の離職者数を控除し、増加した人数のみを助成対象とする。

次に、第3条第2項第2号に次のただし書を加えております。ただし、常用パート社員 を正規雇用した日の前日から起算して6月前の日から正規雇用日前日までの間に離職者が いる場合、正規雇用した人数からその間の離職者数を控除し、増加した人数のみを助成対 象とする。

次に、第4条第3項中「、同一人」を「、同一事業者で同一人」に改めております。 附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上がご提案申し上げております内容であります。なお、改正条例文につきましては議 案のとおりでありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただ きます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) 日程第30、議案第20号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改 正する条例について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長(三上敏文君) ただいま上程されました議案第20号 羽幌町企業振興 促進条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容についてご説明いたします。 令和6年3月12日提出、羽幌町長。

お配りしております説明資料、羽幌町企業振興促進条例新旧対照表を御覧願います。

説明資料を御覧ください。現在の条例では、宿泊業に関しては旅館業に基づく許可を受けた旅館業だけを支援の対象としているため、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく届出で事業を行う民泊事業者も対象とし、補助対象を拡充する改正をしようとするものであります。

新旧対照表は左に現行の条文を、右に改正案を記載しており、改正箇所に下線を引いております。

第2条第17号では、対象となる離島観光業者について規定しており、民泊事業者を加える見直しをしております。

第17号ア中「旅館業(民宿含む。)」を「宿泊業のうち旅館業(民宿含む。)及び民 泊」に改正しております。

次に、第18号を19号とし、第17号の次に民泊事業者を定義する1号を加えております。

第18号、民泊 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条に規定する北海道 知事への届出を行い、島内に民泊施設を有し営む事業をいう。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上がご提案申し上げております内容であります。なお、改正条例文につきましては議 案のとおりでありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただ きます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) 次に、日程第31、議案第29号、日程第32、議案第30号、日程第33、議案第31号、日程第34、議案第32号、日程第35、議案第33号、日程第36、議案第34号、日程第37、議案第35号、日程第38、議案第36号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) ただいま提案となりました令和6年度各会計予算につきまして、 その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況は、内閣府が公表した本年2月の月例経済報告によると景気はこのところ足踏みも見られるが、緩やかに回復しているとされ、先行きについては雇用、所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとし、依然として不透明な状況にあります。このような情勢の中、国の令和6年度予算につきましては昨年12月22日に閣議決定された後、概算の変更が1月16日に閣議決定され、1月26日、国会に提案されたところであります。その予算編成についての考え方として、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げやデフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、人への投資、CX、DXなどの分野で国内投資の促進、スタートアップへの支援、少子化対策、こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など新しい資本主義の実現に向けた取組の加速をはじめとする重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、めり張りの利いた予算編成を行うとされております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は約93兆6,400億円で、前年度対比1兆6,100億円、1.7%の増加となっており、地方交付税は18兆6,671億円で、前年度対比3,060億円、1.7%の増加、地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債は4,544億円で、前年度対比5,402億円、54.3%の減少、臨時財政対策費を含めた実質的な地方交付税の総額は19兆1,215億円で、前年度対比2,342億円、1.2%の減少となっております。また、地方交付税の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税の一般財源総額は65兆6,980億円となり、前年度対比6,445億円、1.0%の増加となっております。このような国の動向も踏まえ、本町の予算編成に当たりましては、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を基本とし、地方創生に向けた羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設マネジメント計画等に基づき行ったものであります。

また、歳入でありますが、主要財源である地方交付税については、国の動向を的確に把握し見込むこととし、自主財源である町税は、地域経済の状況を見極めながら、徴収率の向上と適正な滞納対策に努め、確実な収入を見込むものであります。また、町債につきま

しては、将来の財政負担を考慮し、事業内容に応じて交付税措置のある起債を優先し、借入れの判断を慎重に行ったところであります。さらに、基金の繰入れにつきましては、一般会計では事業目的に応じて特定目的基金を繰り入れるほか、財源不足分については財政調整基金の繰入れを行っており、特別会計では制度に基づき繰入れを行っております。

次に、歳出でありますが、経常費については一定の予算枠を各課に配分し、その範囲内 で予算編成する枠配分方式を、臨時費については各課が事業予算を要求し、その必要性や 緊急性、金額などの審査、査定を経て予算編成する積み上げ方式を継続し、次の方針に基 づき予算編成をいたしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、成果が上がってい ない事業や必要性が低下した事業については事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応え る新規事業を実施していくため、廃止や縮小、凍結などを図り、真に必要な事業の取捨選 択を徹底することであります。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、インフラ 資産や公共施設に係る維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管 理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性や必要性、優先度を見極め、適切に予算 反映させることであります。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小や廃止 による財源確保を図り、その財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものであり ます。4点目は、住民ニーズへの対応であり、様々な場面を通じた町民の声を反映し、町 民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、要望内容の的確な把握に努め、事業実 施による効果や必要性を十分検討した上で予算に反映させるものであります。5点目は、 予算編成の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに 効率よく効果的な事業に配分したのかなど分かりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算の状況でありますが、一般会計 71 億 3 , 500 万円と 5 つの特別会計を合わせた総額は 92 億 3 , 400 万円で、前年度対比 3 , 100 万円、 0.3 %の増加となっております。

次に、一般会計における歳入予算の主な状況でありますが、町税は7億1,160万8,000円、前年度対比2,164万5,000円、3.0%の減少を見込み、地方交付税は33億207万6,000円、前年度対比9,748万9,000円、3.0%の増加を見込んでおります。また、国庫支出金は、天売地区定住促進住宅改修工事や除雪車、除雪車両購入などにより4億4,873万2,000円、前年度対比5,881万6,000円、15.1%の増加を見込んでおります。

歳出予算の状況につきましては、経常費は総額51億2,496万2,000円、前年度対比9,237万円、1.8%の増加、臨時費では総額20億1,003万8,000円、前年度対比4,337万円、2.1%の減少となっており、合計では4,900万円、0.7%の増加となったものであります。

次に、令和6年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、札幌ベルエポック製菓調理専門学校との包括連携協定による様々な取組を行うほか、都市間交流

事業として神奈川県海老名市との交流事業を継続するなど地域活性化を図ってまいります。 また、移住就業支援事業や地域おこし協力隊の配置を継続するほか、新たな取組として奨 学資金返還支援事業により町内の事業所に就職し、定住する方の奨学資金返還金に対し、 その一部の補助をするなどUIJターンによる移住定住促進を図ってまいります。子育て 支援対策では、子育て支援センターや離島地区で実施している子育て中の親子の交流事業 や育児相談などを継続し、子育てへの不安緩和を図ってまいります。また、新たな取組と して町内小中学校における給食費について、第1子は半額、第2子以降は全額免除とし、 子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。医療対策では、医師確保対策事業や助産師看 護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師等の確保を目指すほか、任意予防接種費用助 成事業を継続し、インフルエンザ予防接種等の任意予防接種に係る受診率を向上させ、子 供の疾病予防を図ってまいります。また、助産院等との連携による母親の身体的回復や心 理的安定への支援を行う産後ケア事業を継続し、産後の不安解消を図るほか、不妊治療費 等助成事業により、不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成 することにより経済的負担の軽減と少子化対策の促進を図ってまいります。生活環境では、 新産業廃棄物最終処分場の閉鎖に向けた対応や、空き家の改修や解体の補助を行う空き家 対策事業を継続するほか、既存住宅の改修等への補助を行う住宅改修促進補助事業を再開 させるなど、生活環境の充実を図ってまいります。道路関連では、南2条通り舗装修繕工 事や北2条通り歩道整備工事等を行うほか、橋梁長寿命化事業についても計画に沿って継 続して取り組んでまいります。また、河川施設管理では六線川河川補修工事を行うなど、 適切な施設管理に努めてまいります。環境対策では、環境を守る基本計画に掲げる海鳥を 取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目的としたシーバードフレンドリー認証制 度の取組に対し引き続き補助いたします。次に、産業振興でありますが、農業では、農業 担い手対策事業による新規就農者等への補助を継続するほか、用排水施設整備などを行う 農業農村整備事業については、整備地区を拡大させるなど生産性の向上と農業経営の安定 化を図ってまいります。また、焼尻めん羊牧場については譲渡先の事業者による安定経営 が図られるよう必要な支援を行ってまいります。林業では、町有林管理事業や豊かな森づ くり推進事業などを継続するほか、森林環境譲与税を財源とした私有林等整備事業により 国・道の補助を受けられない私有林等の森林整備へ支援を行い、森林の適正管理を図って まいります。水産業では、新規漁業就業者等の育成を図るための支援や、刺し網被害に関 する支援、外国人技能実習生等を受け入れている漁業者に対する支援などを継続し、漁業 振興の充実を図ってまいります。商工業では、中小企業者持続化支援事業や企業振興促進 事業など各種補助を継続するほか、中小企業振興資金利子補給事業については利子補給率 を引き上げるなど中小企業者などの事業活性化を図ってまいります。また、雇用促進助成 事業や従業員住宅建設促進事業を継続するほか、外国人技能実習生を受け入れている水産 加工業者に対する支援を行い、雇用環境の維持や従事者の確保を図ってまいります。観光 振興では、サンセットビーチやいきいき交流センターなどの観光施設において必要な整備

を行うほか、観光事業を推進する観光協会や支部などへの補助を継続するとともに、離島 地区を含めた町内への誘客に向けた事業を関係機関と連携し、実施するなど観光客の増加 を図ってまいります。防災関連では、引き続き防災用資機材の確保を図るほか、指定避難 所における避難所の生活環境の改善に係る施設の整備を実施するなど、災害対策を充実さ せてまいります。学校教育関連では、教育支援員の配置やスクールソーシャルワーカーの 派遣による教師の負担軽減と障がいや様々な悩みを抱える児童・生徒へのサポートや支援 を継続するほか、各小中学校における教師用デジタル教科書の活用の継続と、これを有効 利用するために必要な電子黒板の導入により児童・生徒が主体的に考え、学ぶ環境の整備 を図ってまいります。また、羽幌小学校への冷房設備装置に向けた実施設計に着手するほ か、長年の懸案でありました天売複合化施設建設について着工を予定しております。社会 教育関連では、のびのび子育て教室や芸術鑑賞事業の実施、スポーツ教室の開催、マラソ ン大会や冬季の新たなスポーツイベントとなるスノーフェスティバル等への開催補助など により、子供から大人まで広く芸術やスポーツに触れ、楽しむ機会の充実を図るほか、総 合体育館における照明設備のLED化など、社会教育関連施設の適正な維持管理に努めて まいります。このほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課 長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただき、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計でありますが、予算の総額は8億6,300万円で、前年度対比4,200万円、4.6%の減少となっております。これは、療養給付費負担金の減少などが主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億5,800万円で、前年度対比800万円、5.3%の増加となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増加が主な要因であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は10億1,200万円で、前年度対比1,600万円、1.6%の増加となっております。これは保険事業勘定で介護サービス等給付費が増加したことが主な要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4,400万円で、 前年度対比500万円、10.2%の減少となっております。これは、取水調査、清掃業 務の完了や起債償還の一部完了に伴う公債費の減少が主な要因であります。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は2,200万円で、 前年度対比500万円、29.4%の増加となっております。これは、港湾施設整備工事 請負費の増加が主な内容であります。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,150戸、年間総給水量は90万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億1,223万3,000円など、水道事業収益総額2億2,576万3,000円に対し、支出では浄水場

等運転管理委託料など原水及び浄水費に6,403万8,000円、量水器取替え工事など配水及び給水費に5,308万8,000円、人件費などの内部管理経費を計上する総係費に2,967万1,000円、減価償却費に5,562万5,000円、企業債利息に901万6,000円など、水道事業費用総額は2億1,964万6,000円を予定し、税引き後の収支で1,206万円の黒字となる見込みであります。

次に、資本的収支では、企業債借入れによる収入総額が2,240万円に対し支出は建設改良費に3,050万3,000円、企業債償還金に6,188万9,000円、総額9,239万2,000円、収支差引き6,999万2,000円の不足となり、その全額を損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。今後も業務の効率化とコスト削減による経営の安全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の努力をいたす所存であります。

続きまして、下水道事業会計について申し上げます。まず初めに、下水道事業につきましては令和6年4月1日から地方公営企業法の全部を適用することに伴い、令和6年度予算から公営企業会計へと移行するものであります。業務の予定量は、処理区域内人口5,255人、年間有収水量は41万トンを見込み、収益的収支では下水道使用料7,510万4,000円、一般会計からの補助金2億171万6,000円など、下水道事業収益総額4億15万9,000円に対し、支出では環境費に1,135万円、ポンプ場費に574万7,000円、浄化センター運営管理委託料など処理場費に1億3万9,000円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に5,070万1,000円、減価償却費2億302万7,000円、企業債利息に2,171万4,000円など、下水道事業費用総額3億9,678万円を予定し、収支につきましてはゼロ円となる見込みであります。

次に、資本的収支では、企業債借入れが2,560万円、一般会計からの出資金が1億1,248万6,000円、国庫補助金が2,493万3,000円など、資本的収入総額1億6,306万4,000円に対し、資本的支出につきましては建設改良費に7,315万6,000円、企業債償還費に1億8,494万円で総額2億5,809万6,00円、収支差引き9,503万2,000円の不足となり、その全額を損益勘定留保資金により補填しようとするものであります。

以上が令和6年度の一般会計及び各特別会計予算並びに水道事業会計並びに下水道事業 会計予算の概要であります。

最後になりますが、国際社会の情勢不安や円安の影響等によるエネルギー、食料価格の 高騰等により本町も景気の低迷が懸念されますが、今後の行財政運営につきましても限ら れた財源を効率的かつ効果的な事業へ配分することにより地域の活性化や、町民の皆様に とって住みやすく、未来に希望が持てる町となるよう努めてまいりますので、今後とも議 員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で令和6年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、 ご決定賜りますようお願いを申し上げます。 ○議長(村田定人君) 以上で予算関連議案並びに予算議案の提案理由の説明を終わります。

◎発議第1号

○議長(村田定人君) 日程第39、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並 びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、令和6年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議案となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会 を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時22分 再開 午後 3時23分

○議長(村田定人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に3番、阿部和也君、 副委員長に7番、磯野直君と決定したので、ご報告いたします。

◎休会の議決

○議長(村田定人君) お諮りします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算並びに予算関連議案審議のため、これから3月15日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、これから 3 月 1 5 日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長(村田定人君) 以上で本日の議事日程表は全部終了いたしました。 本日はこれで散会します。

(午後 3時24分)